

第2期 東峰村まち・ひと・しごと・総合戦略 2020-2024



令和2年3月
福岡県東峰村

第2期 東峰村まち・ひと・しごと総合戦略

2020-2024

令和2年3月

東 峰 村



東峰村長

澁谷博昭

ごあいさつ

本村は、平成 27 年に令和元年度までの 5 か年を対象期間とする第一期東峰村まち・ひと・しごと総合戦略を策定しました。本戦略では少子高齢化に伴う人口減少を克服し、安心して生活を営み、仕事に励み、消費を行うことができる「東峰村」を構築していくために、村の持つ特性・魅力を活かした様々な施策・事業に取り組んでまいりました。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行は続いており、経済低迷による村の基盤産業である農林業・商工観光への大きな影響、担い手不足などの深刻な問題に加えて、平成 29 年の九州北部豪災害の発生等、予想できない様々な課題に直面しております。

こうした目まぐるしい地域及び社会情勢の変化に速やかに対応し、東峰村の魅力を活かして『しごと』をつくり出すとともに、『ひと』を呼び込み新たな交流を生み出し、活気ある『むら』を実現していくため、令和元年度で終了をむかえる第一期まち・ひと・しごと総合戦略の見直しを図り、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年を対象期間とする第 2 期東峰村まち・ひと・しごと総合戦略を策定しました。

第 2 期総合戦略においては、目指すべき方向性を「東峰村で見つける新たな暮らし方～魅力を活かした『しごと』と『ひと』の交流を通じた、新たな活力を呼び込む『むら』づくり～」とし、村に活力を生み出すことが期待される子育て世代の方や、また村内で起業や事業拡大を目指す方々が、東峰村を選び、長く村に住み続けられる施策を重点的に定めております。

本戦略の目標達成を目指し、担当課が村内の事業者や村民と一体となって取組み、施策の検証・改善を図っていきます。

終わりに、本総合戦略の策定にあたり、総合計画等審議会委員や推進委員会、ワーキング会議等により貴重なご意見を頂きました村民の皆様や関係各位に対し厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

目次

第1章 東峰村総合戦略

1. 総合戦略について.....	1
(1) 背景.....	1
(2) まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立する総合戦略.....	1
(3) 対象期間.....	1
(4) 持続可能な開発目標（SDGs）について.....	2
2. 村の人口の現状及び将来の展望.....	3
(1) 人口の現状と将来推計.....	3
(2) 将来の展望.....	3
3. 基本目標.....	4
(1) 目指すべき方向性と基本目標.....	4
(2) KPIの設定と主要施策.....	6
4. 推進体制.....	24
(1) 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則.....	24
(2) 総合戦略の推進体制.....	24

第2章 東峰村人口ビジョン

1. 人口ビジョンについて.....	26
(1) 人口ビジョンの位置づけと対象期間.....	26
(2) 日本の人口の現状と将来推計.....	26
(3) 東峰村における人口の現状分析.....	27
2. 将来人口の推計と分析.....	42
(1) 東峰村の将来人口の推計と分析.....	42
(2) 東峰村の人口将来展望.....	49

第1章 東峰村総合戦略

1. 総合戦略について

(1) 背景

全国的な人口減少・少子高齢化は深刻な状況であり、それに伴い地方における生産年齢人口は著しく減少していく中で、全国的に地方創生への取組みが求められ、東峰村では、2016（平成28）年1月「東峰村まち・ひと・しごと地方創生総合戦略」を策定しました。2017（平成29）年7月の九州北部豪雨災害の影響により中止となった取組みもありましたが、当戦略の中では、魅力ある雇用の場の創出、少子化対策、人材の育成、安全・安心で活力ある地域づくりなど、人口減少を抑制する施策・事業を推進してきました。

しかし、人口減少・少子高齢化は東峰村においても依然として深刻な状況であり、村の生産力の低下や購買層の減少による地域経済規模の縮小、村の活力低下を招いています。また、地域経済規模の縮小は、更なる人口流出を生み出し、雇用の場の確保や生活基盤の維持が困難になるという負のスパイラルを生み出します。

そこで、この少子高齢化を伴う人口減少を克服し、安心して生活を営み、仕事に励み、消費を行うことができる「東峰村」を構築していくために、村の持つ特性・魅力を活かし、人口、経済、地域社会の課題に一体的に、持続的に取り組む第2期総合戦略を策定しました。

(2) まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立する総合戦略

人口減少の構造的な課題を解決するためには、“しごと”が“ひと”を呼び、“ひと”が“しごと”を創り出す好循環を確立することで、東峰村への新たな人の流れを生み出すことが必要です。そして、好循環を支える“むら”に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを育てられる環境を作り出すことが急務となります。

(3) 対象期間

本戦略の対象期間は、令和2年度から令和6年度の5か年とします。

(4) 持続可能な開発目標 (SDGs) について

持続可能な開発目標 (SDGs エス・ディー・ジーズ) とは、2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 (令和 12) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGs は、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもので、2030 (令和 12) 年を期限とする包括的な 17 の目標とその下に細分化された 169 のターゲットで構成されています。

■ SDGs の 17 の目標



SDGs の取組みは、少子高齢化の課題に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持することを目的とする地方創生につながるものです。したがって、本村の地方創生総合戦略においても、SDGs の考え方を踏まえた施策の推進に取り組むものとします。

2. 村の人口の現状及び将来の展望

(1) 人口の現状と将来推計

東峰村の人口は、1950（昭和25）年に8,666人でピークを迎えて以降、70年に渡って減少が続いており、2015（平成27）年の国勢調査では2,174人と、ピーク時と比べて6,492人の減少となっています。そして、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）※1の推計によると、今後さらに人口の減少は進行し2045（令和27）年には1,072人となると見込まれています。また、推計では年少人口・生産年齢人口は減少し続けますが、2015（平成27）年から2025（令和7）年にかけて老年人口は増加し、2020（令和2）年以降は老年人口が生産年齢人口を上回る見込みとなっています。また、2025（令和7）年には総人口の約半数が65歳以上の高齢者となる見込みとなっています。



図 年齢3区分別人口の推移（2020年以降は推計値）

(2) 将来の展望

第2章に後述する「東峰村人口ビジョン」では、村の人口動態の現状や将来推計を踏まえ、目指すべき人口の将来展望を下記のように設定しました（51ページにて後述）。

人口の将来展望
 “2045年に1,299人”
 “2065年に812人”

※1 国勢調査のデータを基に人口動向のデータを推計・公開している行政機関。

3. 基本目標

(1) 目指すべき方向性と基本目標

東峰村は、豊かな自然を形成する山林、竹の棚田等の美しい景観、小石原焼・高取焼に代表される伝統工芸、東峰学園の一人ひとりに向き合った丁寧な教育、ICTと地域コミュニティのつながりを活かした先進的な防災の取組み等、様々な魅力を有しています。

これらの東峰村の魅力を活かして『しごと』をつくり出すとともに、『ひと』を呼び込み新たな交流を生み出し、活気ある『むら』を実現していく施策を推進します。

特に、村に新たな活力を生み出すことが期待される子育て世代や村内で起業や事業拡大を目指す人々が、長く村に住み続けられるような取組みを重点的に展開します。

目指すべき方向性

東峰村で見つける新たな暮らし方

～魅力を活かした『しごと』と『ひと』の交流を通じた、新たな活力を呼び込む『むら』づくり～

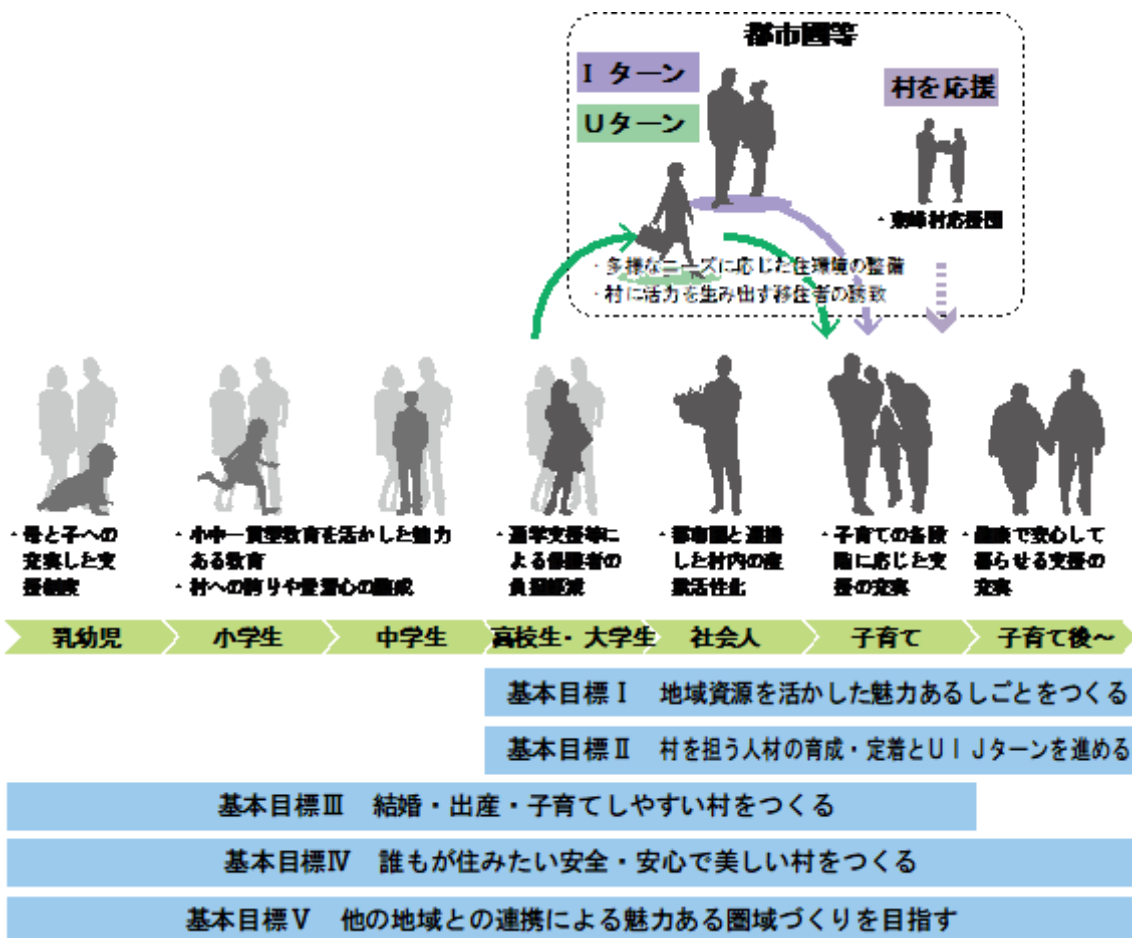


図 本村における総合戦略の方向性のイメージ

基本目標Ⅰ：地域資源を活かした魅力あるしごとをつくる

村内で就労している就業者数の割合は68.3%を占めていますが、就業者数自体は減少傾向にあります。また、10代と20代の若者の就学や就労による転出も顕著で、村内の産業の担い手として期待される多くの若者が流出しています。そのため、東峰村の恵まれた自然環境の中で育まれた農林業や小石原焼・高取焼の伝統工芸を活用した商品開発や販路拡大による産業の活性化、村の魅力を活かした観光に関わる仕事の創出により、新たな雇用を生み、村内の若い世代や移住者の就業促進を図ります。

【主要施策①、②、③】

基本目標Ⅱ：村を担う人材の育成・定着とU I Jターンを進める

人口の維持、産業の活性化につながる人の流れを作るため、様々なニーズに対応した住環境の整備と移住・定住の支援制度の充実を行い、村に活力を生み出す人材の移住・定住を促進します。

【主要施策④、⑤】

基本目標Ⅲ：結婚・出産・子育てしやすい村をつくる

村の将来を担う子どもたちのふるさとへの誇りや愛着を育成し、将来の東峰村を支える力とその意欲を高めます。東峰村の持つ様々な資源を活かした教育カリキュラム等を構築し、小中一貫校である東峰学園の特徴を活かした魅力ある教育環境を創出します。また、子育て世代に対しても、子どもの成長過程に応じて、切れ目の無い支援制度を充実させることで、安心して暮らすことのできる環境を整えます。

【主要施策⑥、⑦】

基本目標Ⅳ：誰もが住みたい、安全・安心で美しい村をつくる

自然豊かで美しい環境を守りながら、自然災害に備えた防災体制を整え、安全・安心な暮らしを提案し、あらゆる世代が、住んで良かった、これからも住みたいと思う村づくりを目指します。

【主要施策⑧】

基本目標Ⅴ：他の地域との連携による魅力ある圏域づくりを目指す

他の自治体との連携による地域振興や、大学、民間企業、NPO等の多様な組織との連携を図りながら、様々な地域課題の解決に挑戦し、東峰村だけにとどまらない魅力的な圏域づくりを目指します。

【主要施策⑨、⑩】

(2) K P I の設定と主要施策

東峰村総合戦略では、下記の 4 つの K P I (重要業績評価指標)^{※2}の達成を目指します。

- ①就業者数 : 村での生活と仕事を両立する人口の減少抑制を図る指標
- ②観光入込客数 : 交流人口の増加を図る指標
- ③40 歳未満の人口 : 産業の担い手や子育て世代の減少抑制を図る指標
- ④年少人口(0-14 歳) : 将来の担い手である子どもたちの減少抑制を図る指標

項目	現状値 (年)	推計値 ^{※3} (2024 年)	目標値 (2024 年)
①就業者数	1,129人 (2015 年)	868人	950人 (推計値に対して 82 人の増加)
②観光入込客数	71.8万人 (2018 年)	60万人台に 減少の可能性	80.0万人 (8.2 万人の増加)
③40 歳未満の人口	576人 (2015 年)	440人	474人 (推計値に対して 34 人の増加)
④年少人口 (0-14 歳)	222人 (2015 年)	184人	192人 (推計値に対して 8 人の増加)

4 つの K P I の達成に向けて実施する主要施策、及び主要施策ごとの重点的な取組みの一覧を示します。また、各主要施策と重点的な取組みの具体的な内容は、8 ページ以降に示します。

基本目標 I 資源を活かした魅力ある“しごと”をつくる

主要施策① 農林産物の 6 次産業化^{※4}に向けた商品開発と運営体制の構築

重点的な取組み 1) 農林産物を活用した新たな商品開発

主要施策② 滞在・回遊型の観光・交流促進事業の推進

- 重点的な取組み 2) 村内法人等と連携した観光プロモーションの実施
- 3) 東峰村応援団の環の拡大
 - 4) ふるさと返礼品の充実と PR

主要施策③ 事業者と連携した伝統産業の振興

重点的な取組み 5) 地域の伝統産業振興に向けた新たな市場の拡大
(トーホートーキコーディネイトプロジェクトの継続)

※2 KPI (重要業績評価指標) : 目標達成の度合いを評価するための指標。

※3 推計値 : 現状の状態が続いた場合の推計値 (何も対策をしない場合)

※4 6 次産業化 : 農業を 1 次産業としてだけでなく、加工等の 2 次産業、サービス等の 3 次産業まで含め、1 次から 3 次まで一体化した産業として可能性を広げるもの。

基本目標Ⅱ 村を担う人材の育成・定着とU・I・Jターンを進める

主要施策④ 子育て世代等の誘致に向けた住環境の実現

- 重点的な取組み 6) 定住・移住促進住宅の整備
- 7) 持ち家制度・住み替え制度の構築

主要施策⑤ 村内での起業を促進する制度の充実

- 重点的な取組み 8) 起業支援制度の構築

基本目標Ⅲ 結婚・出産・子育てしやすい村をつくる

主要施策⑥ 村民の子育てと生活を安定させる環境づくり

- 重点的な取組み 9) 保育料・給食費の完全無償化

主要施策⑦ 将来を担う人材を育成する魅力的な教育環境づくり

- 重点的な取組み 10) 東峰学園と連携したキャリア教育の実施

基本目標Ⅳ 誰もが住みたい安全・安心で美しい村をつくる

主要施策⑧ 安全・安心に生活できる環境づくり

- 重点的な取組み 11) 防災プログラムの実施
- 12) 健康づくりプログラムの実施（ウォーキングマイレージの継続）

基本目標Ⅴ 他の地域との連携による魅力ある圏域を目指す

主要施策⑨ 広域連携による地域振興の取組み推進

- 重点的な取組み 13) 広域連携による取組み

主要施策⑩ 教育機関との連携による地域活性化の取組み推進

- 重点的な取組み 14) 大学や企業との連携

基本目標Ⅰ 地域資源を活かした魅力ある“しごと”をつくる

〈主要施策① 農林産物の6次産業化に向けた商品開発と運営体制の構築〉

豊かな自然を有する特徴を活かした農林業の振興を図るため、就業者の減少を抑え、働く者の努力と個性が生きる魅力的な就業環境の構築を目指します。そのために、農林産物・加工品等のマーケティング調査や販路拡大、新商品開発等の6次産業化等に取り組みます。また、農林業、伝統産業、観光の振興に向けた取組みを一体的に行うため、主要施策①、②、③は各主管課及び関連団体の横断的な連携により推進します。

重点的な取組み	指標	基準値 (令和1年度)	目標値 (令和6年度)	主管課
1) 農林産物を活用した新たな商品開発	新規商品開発	0品	3品	農林観光課
	新規商品の売り上げ額	0千円	10,000千円	

1) 農林産物を活用した新たな商品開発

・農林業振興協議会がこれまで取り組んできた活動をベースにし、新商品の開発や既存商品の改良等を実施するプロジェクトを推進します。また、地域店舗と連携し、村内の農林産物・加工品を使ったメニューの考案・提供や村外への流通経路を確保します。

【商品開発のイメージ(案)】

- ・獣肉加工処理施設等による加工・消費の促進及び獣肉を使ったジビエメニュー開発
- ・規格外作物等を利用した健康をテーマとしたメニューの開発
- ・村内の子どもたちと一緒に考案した東峰村ふるさとメニューの開発
- ・東峰村の農林産物・加工品と小石原焼がセットになったパッケージ商品の開発
- ・商品開発や販路拡大を進めるコーディネーターの招聘を行うとともに、村内の法人・団体や生産者との連携体制を構築した上で、必要に応じて新たな法人設立を検討する等、段階的な運営体制づくりを行います。

第 1 章

主要施策①をより効果的・効率的に進める上で連携を図る村の関連事業は、以下の通りです。

総合計画での位置づけ	関連事業	内容
【農林業の振興】 1) 営農体制と担い手づくり ① 営農体制の充実	農林業振興協議会 補助金	農林業の振興に携わる農林業関係機関及び農林業者が一体となり長期的かつ総合的な農林業の振興を図る活動に対して助成します。
【農林業の振興】 1) 営農体制と担い手づくり ② 担い手の育成	新規就農者支援事業	新規就農者に対して3年間、支援金を支給して生活面を支援します。
【農林業の振興】 3) 農業生産の振興 ② 有機農業の推進	特用林産物生産支援	椎茸出荷者へ生産量の増大を図る場合に種菌の購入費に対し助成（種駒1個1.5円～2円）します。
	振興作物推進事業	JAから振興作物の苗などの購入に対し、費用の補助率50%を助成します。また、振興作物の鮮度維持を図るための予冷庫に係る購入費に対して補助率50%以内で助成します。

基本目標Ⅰ 地域資源を活かした魅力ある“しごと”をつくる

〈主要施策② 滞在・回遊型の観光・交流促進事業の推進〉

東峰村の地域資源を活かした観光の活性化を通じて、交流・関係人口※⁵の拡大を図ります。農業体験や陶芸体験等の観光・交流プログラムを実施している村内の各法人・団体の活動を支援するとともに、村内で実施されている観光プログラム全体のプロモーションやマネジメントを実施することで、新たな市場開拓を行います。さらに、年間80万人が訪れる観光地として、観光客のリピーター化と関係人口の増加を目指し、村内の産業を支援する「東峰村応援団」づくりを行います。また、農林業、伝統産業、観光の振興に向けた取組みを一体的に行うため、主要施策①、②、③は各主管課及び関連団体の横断的な連携により推進します。

重点的な取組み	指標	基準値 (令和1年度)	目標値 (令和6年度)	主管課
2) 村内法人等と連携した観光プロモーションの実施	HP アクセス数	532,986 件 /年	800,000 件 /年	農林観光課
3) 東峰村応援団の環の拡大	登録者数	0 人	1000 人	企画政策課
4) ふるさと返礼品の充実とPR	産業振興分野でのふるさと納税の寄付額	200 千円	1,000 千円	住民税務課

2) 村内法人等と連携した観光プロモーションの実施

- ・村内の法人や団体が実施している観光・交流プログラムを、村のHP、広報誌、ポータルサイト等により紹介し、観光プロモーションの推進を図ります。
- ・村内で楽しめる体験を紹介したモデルコースやマップを作成することで、来訪者の滞在・回遊を促進させます。

3) 東峰村応援団の環の拡大

- ・村外から東峰村を支援する「東峰村応援団」の環の拡大に向け、ふるさと納税等の仕組みを一元管理して運用します。また、「東峰村応援団」による村の情報発信の仕組みをつくることで、来訪者の増加を促します。
- ・村内のイベントの参加回数といった村への関わりの度合いやSNSでの情報発信といった「東峰村応援団」としての活動内容に応じて、村から特典となる商品を提供する等、登録者の活動を維持・発展させる仕組みを構築します。

4) ふるさと納税返礼品の充実とPR

- ・既存商品や『重点的な取組み1)』で開発した新商品等により東峰村のふるさと納税の返礼品を充実させるとともに、PRを実施し、村外から村の産業を応援してくれる人の増加を目指します。

主要施策②をより効果的・効率的に進める上で連携を図る村の関連事業は、以下の通りです。

総合計画での位置づけ	関連事業	内容
【観光の振興】 1) 観光地の魅力向上 ②観光プロモーション活動の推進	観光プロモーション事業	地域づくり団体等が実施する新規の観光促進につながる事業費の100%（上限50万円）を助成します。
	イベント拡充支援事業	地域づくり団体等が主催する既存の祭り、イベント等の拡充に伴う費用を助成します。

※5 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる者を指す。ふるさと納税の寄付者、村内の農林産物等を取り扱う人・団体等、地域と継続的に関わることで、産業の活性化等に寄与する地域外の人達。

基本目標Ⅰ 地域資源を活かした魅力ある“しごと”をつくる

〈主要施策③ 事業者等と連携した伝統産業の振興〉

小石原焼・高取焼に代表される窯業などの伝統産業の振興を図るとともに、伝統を受け継ぐ後継者育成の支援に取り組みます。また、大都市圏の飲食店等へ向けて、伝統工芸品のPR事業等を推進し、新たな市場拡大を図ります。また、農林業、伝統産業、観光の振興に向けた取組みを一体的に行うため、主要施策①、②、③は各主管課及び関連団体の横断的な連携により推進します。

重点的な取組み	指標	基準値 (令和1年度)	目標値 (令和6年度)	主管課
5) 地域の伝統産業振興に向けた新たな市場の拡大(トーホートーキコーディネイトプロジェクトの継続)	法人等の設立	0 法人	1 法人	農林観光課
	陶器販売額	592 百万円/ 年	680 百万円/ 年	
	窯業の従事者数	148 人	158 人	

5) 地域の伝統産業振興に向けた新たな市場の拡大

(トーホートーキコーディネイトプロジェクトの継続)

- ・小石原焼、高取焼の流通・販路拡大を図るコーディネーターを育成し、陶器協同組合や窯業従事者との連携を深めながら、地域商社の立ち上げを行います。
- ・小石原焼や高取焼の歴史や作品のコンセプトブックを作成し、都市部での展示会を開催するなど、陶器の販路拡大を図ります。また、小石原焼と器に合う料理を組み合わせたカタログを作成した上で、大都市圏の飲食店等と連携したPRを実施する等、村外の事業者とのマッチング事業を推進します。
- ・窯元で実施している陶芸体験のプロモーション支援を行います。
- ・上記の事業をPRするツールとして、村の商業フィルムやポータルサイトの作成、メディアとの連携を実施します。

主要施策③をより効果的・効率的に進める上で連携を図る村の関連事業は、以下の通りです。

総合計画での位置づけ	関連事業	内容
【商工業の振興】 3) 地場産業の振興	弟子入り支援事業	窯業への弟子入りを支援するため、3年間に限り、家賃の一部を助成します。
	プレミアム商品券事業	村内での消費拡大と購買を推進し、商店等の活性化を図ります。

基本目標Ⅱ 村を担う人材の育成・定着とU・I・Jターンを進める

〈主要施策④ 子育て世代の誘致に向けた住環境の実現〉

東峰村への移住希望に関する問い合わせがある一方で、提供できる空き家や住居が不足している現状を踏まえて、村内の新規住宅地の整備を図ります。また、各住居への光回線の設置等、都市圏と遜色のないインターネット回線の整備状況を活かし、便利な生活ができる山間地の村としての住環境の実現を目指します。さらに、産業の活性化につながる人の流れを作るため、子育て世代等を中心とした村内への移住・定住を促す制度を構築します。

上記のハード整備や支援制度の充実に加えて、東峰村の生活環境の良さや各支援制度をPRするツールを作成し、子育て世代に向けた、移住・定住の促進を図ります。

重点的な取組み	指標	基準値 (令和1年度)	目標値 (令和6年度)	主管課
6) 定住・移住促進住宅の整備	移住世帯数	0世帯	25世帯 (累計)	建設水道課
7) 持ち家制度・住み替え制度の構築	利用世帯数	0世帯	5世帯 (累計)	企画政策課

6) 定住・移住促進住宅の整備

- ・子どもと同居する世帯、夫婦のみの世帯等、個人のライフスタイルやライフステージに対応した多様性のある住宅整備を行います。建築材料については森林組合や村内法人等と連携した村産材の活用の検討や民間の企業力を活用するなど、仕事の循環並びに住みよい住環境を創出します。また、主要施策②と連携し、東峰村の魅力を実体験を通じて知ってもらう、週末移住体験等を受け入れるお試し住宅の整備を検討します。
- ・「便利な生活ができる山間地の村」として村民及び移住者に向けて、各住居までの光回線の設置、インターネット加入時契約料の補助等を行い、ニーズに沿った生活利便性の向上を図ります。

7) 持ち家制度・住み替え制度の構築

- ・新たに整備する住宅の入居条件に、子育て世代に限る等の設定をすることで、ライフステージの変化に応じた村内での住宅の住み替えを促し、持続的で活気のある住環境を創出します。また、村内での住み替えに関しては補助制度を整備する等、住み替えの負担が最低限になるような仕組みを構築します。
- ・整備した住宅の一部については、一定期間の賃貸契約が完了した時点で借主に住宅を譲渡する持ち家制度の活用を検討します。

主要施策④をより効果的・効率的に進める上で連携を図る村の関連事業は、以下の通りです。

総合計画での位置づけ	関連事業	内容
【定住促進】 1) 定住促進 ①住む場所の確保	移住ワンストップ窓口の設置	移住コーディネーターを配置し、移住希望者の支援窓口を一本化します。
	空き家バンクの設置	利用可能な空き家を登録し、貸し手と借り手のマッチングを行います。
	引っ越し支援事業	10万円を上限として、引っ越しに要した経費の一部を助成します。
	空き家家財道具等処分費助成事業	10万円を上限として、村内事業者が行った家財道具の整理、処分及び屋内外の清掃費用について助成します。
	空き家改修補助金	村内事業者が施工した空き家の機能向上のために行う修繕、模様替え又は設備の改善等に係る改修費の一部を助成します（費用の2分の1で、50万円を上限）。
	集落ふれあい促進事業	移住者の集落への溶け込みを推進し、地域を理解してもらうための活動(交流会)に対して3万円の奨励金を支給します。
	老朽危険空き家解体費補助	村への定住を円滑に行うため、不活用空き家の解体にかかる費用の一部を補助します(50万円を上限として、解体に要した費用の2分の1)。

基本目標Ⅱ 村を担う人材の育成・定着とU・I・Jターンを進める

〈主要施策⑤ 村内での起業を促進する制度の充実〉

本村の就業者数は総人口の減少に比例するように、年々減少し続けており、産業活性化に向けた取組みが急務であります。また、ライフスタイルや働き方の多様化が進んでいる中で、従来の都市指向から地方指向への変化が生まれており、また、ICT等の進展により時間や場所を選ばず仕事や生活ができる社会となっています。そこで、起業を前提とする移住に関連する助成の仕組みを構築し、産業活性化に寄与する人や団体の誘致を図ります。また、村内の空き家をはじめ、使われていない施設を有効に活用したサテライトオフィスの整備等を検討し、自然に囲まれた環境での新たな働き方の実現を目指します。

重点的な取組み	指標	基準値 (令和1年度)	目標値 (令和6年度)	主管課
8) 起業支援制度の構築	起業件数	1件	5件	農林観光課

8) 起業支援制度の構築

- ・起業を前提とした移住希望者に対しては、住宅取得費等に対する助成金の仕組みを検討します。
- ・起業の際に必要な初期投資に係る費用に関しては、移住者を含む村民に対して、事業内容や規模・計画に応じて補助金を支給します。

主要施策⑤をより効果的・効率的に進める上で連携を図る村の関連事業は、以下の通りです。

総合計画での位置づけ	関連事業	内容
【定住促進】 1) 定住促進 ②就業支援	創業支援補助金	村で創業する者に対し初期投資や事業継続支援を目的に事業費の50%を補助します(上限50万円)。
	スキルアップ支援事業	通信教育等の資格取得に係る費用の一部を助成し、仕事の広がりを支援します。

基本目標Ⅲ 結婚・出産・子育てしやすい村をつくる

〈主要施策⑥ 村民の子育てと生活を安定させる環境づくり〉

本村では、男女ともに20代及び30代の転出が多いことから、これらの結婚や子育てを控えた世代の減少抑制を図ることが必要です。また、子どもの減少により保育施設の経営が厳しく、現状を維持することが難しくなっています。そこで、子育てに関する多面的な支援制度や村の保育環境を維持する支援の仕組みを構築し、村民や移住希望者が東峰村で子どもを育てたいと思う村を実現します。さらに、制度の充実のみならず、村内の農林産物等を活用した安全な給食の提供や自然資源を活用した教育プログラムの構築等、子育て世代のニーズに合った取組みを検討します。

重点的な取組み	指標	基準値 (令和1年度)	目標値 (令和6年度)	主管課
9) 保育環境の充実	0歳～歳までの子どもの数	64人	64人	保健福祉課

9) 保育環境の充実

- ・村の子育て支援として給食費及び0歳から2歳までの保育料の無償化をすることで、3歳から5歳児までの保育料（給食費含む）の無償化と合わせて、村民の幼児教育・保育料を完全無償化します。
- ・村内で生産された農林産物を活用した新鮮で安全な食材による給食の提供、村の自然環境を活かし自然の中でのびのびと学習できる環境づくり、防災意識を高める地域学習等、子育て世代から選ばれる質の高い保育環境の実現を目指します。
- ・村内の保育施設の経営状況を踏まえて、運営に対する人的支援や、健全な経営のための資金面の一部補助等を実施します。

主要施策⑥をより効果的・効率的に進める上で連携を図る村の関連事業は、以下の通りです。

総合計画での位置づけ	関連事業	内容
【子育て支援の充実】 2) 子育て支援の拡充	東峰学園給食費助成事業	給食費の一部を補助し、経済的負担を軽減します。
	東峰村子育て支援事業	出産、小・中学校、高等学校入学時に、子育て支援金として10万円支給します。
【生涯学習の推進】 3) 公民館学級活動の充実、社会教育事業の推進	大人みらい支援塾事業	1事業につき、年間2万円を補助します。
	修学資金利子補給事業	学費の返済時、利子の一部を補助します。
	女性かがやき隊補助金	女性団体の地域活動を支援するため1事業に対して2万円を補助します。
	女子みらい塾事業	女性を対象とした公民館主催の講座を開催し、集いの場をつくります。

基本目標Ⅲ 結婚・出産・子育てしやすい村をつくる

〈主要施策⑦ 将来を担う人材を育成する魅力的な教育環境づくり〉

東峰学園の少人数学級・小中一貫制度の仕組みを活かし、子どもの自立を促す教育カリキュラムを構築します。グローバルな視点を持ち、自立した人間として東峰村の将来を担う子ども達を育成してくため、東峰村ならではの魅力ある教育の取組みを実践します。

重点的な取組み	指標	基準値 (令和1年度)	目標値 (令和6年度)	主管課
10) 東峰学園と連携したキャリア教育等の実践	村内の子どもの自立心等の育成(アンケート集計)	—	「夢に向かって努力する」と回答した児童・生徒の割合 100%	教育課

10) 東峰学園と連携したキャリア教育等の実践

- ・東峰学園と連携し、小中一貫制度の9年間の教育期間の中で、充実した外国語教育や国際理解教育の推進を図り、子育て世代にとって魅力のあるプログラムを構築・実践します。
- ・東峰村のインターネット環境を活かしながら、ICT機器^{※6}を取り入れた授業の充実、インターネット回線を介した他校や海外の学校等との交流授業、VR・AR^{※7}を用いた新たな教材の活用、村外の専門家等による特定テーマの特別授業の開講等、先進的な教育プログラムを構築・実践します。
- ・東峰村の自然環境を活かしたアウトドア体験学習や災害伝承館を活用した防災学習、村内の事業者による出前授業や職業体験・村内の子どもによる商品開発を通じた自立支援教育といった、魅力ある教育プログラムを構築・実践します。

※6 ICT 機器：パソコン、電子黒板、タブレット PC、携帯電話等の情報機器。

※7 VR：バーチャルリアリティ (virtual reality 仮想現実) の略語であり、現実・現物ではないが、実体験に近いものを5感を通じて体験させること。

AR：オーグメンテッド・リアリティ (Augmented Reality 拡張現実) の略語であり、実際の景色、地形、感覚などに、コンピュータを使ってさらに情報を加える技術のこと。

主要施策⑦をより効果的・効率的に進める上で連携を図る村の関連事業は、以下の通りです。

総合計画での位置づけ	関連事業	内容
【幼児・学校教育の充実】 1) 効果的な学校運営と学校の活性化 2) 学校・家庭・地域と連携した教育の推進	外国語指導助手派遣事業	ALT を保育所・小学校・中学校に派遣し英語教育を行い英語力の向上を図ります。
	イングリッシュ・キャンプ	中学生を対象に夏休み期間中に英会話を中心とした体験学習を実施します。
	自然体験活動事業	小学生を対象として夏休み期間に2泊3日の体験学習を行う事で子供たちの主体性・協調性を養うための活動を実施します。
	絵本作成事業	東峰村に伝わる民話を絵本にして民話を子ども達に伝承します。
	東峰中学校の職場体験事業	生徒が興味のある職種を体験し、自分の将来の夢や生き方を考える授業を実施します。

基本目標Ⅳ 誰もが住みたい安全・安心で美しい村をつくる

〈主要施策⑧ 安全・安心に生活できる環境づくり〉

災害復興をきっかけに整備された村内の施設や防災の仕組みを活用して、防災意識の向上、災害に対する備えの充実、防災教育とともに、既存の施設や取組みを発展させた健康づくりプログラムの構築等を通じて、東峰村における安全・安心な暮らしを提供します。

重点的な取組み	指標	基準値 (令和1年度)	目標値 (令和6年度)	主管課
11) 防災プログラムの実施	村内参加者数	60%	70%	総務課
12) 健康づくりプログラムの実施（ウォーキングマイレージの継続）	1日1時間以上運動していると答えた割合（国保特定検診時の問診）	48.7% (H30)	60.0%	保健福祉課

11) 防災プログラムの実施

- ・村民の防災意識や対策の向上を目指して、災害伝承館やいずみ館等の施設を活用しながら、地区防災マップや防災タイムラインを活かした、質の高い防災の取組みを継続・発展させていきます。
- ・防災体験等の教育プログラムを通じて、安全・安心な暮らしができる東峰村の防災の仕組みについて村内外に発信していきます。

12) 健康づくりプログラムの実施（ウォーキングマイレージの継続）

- ・ITを活用した村民の健康維持・増進のためのシステムとして、歩行数によるポイント制度（ウォーキングマイレージ）を導入しており、この取組みを継続します。ポイントは、村内店舗で利用できる商品券に交換可能とする等、村内での消費促進に貢献します。
- ・いずみ館（トレーニング室等）や九州自然歩道といった、村内の施設や資源を活用した健康づくりに関する講座やイベント等の実施を検討します。

主要施策⑧をより効果的・効率的に進める上で連携を図る村の関連事業は、以下の通りです。

総合計画での位置づけ	関連事業	内容
【生活環境の整備】 2) 防災対策の推進 ①治山事業の促進	里山生活空間保全・地域防災事業	宅地周辺の支障木等から家屋・人命の安全確保を目的に、事業費 50 万円を上限に補助します。
	小規模治山事業	山地に起因する災害から村民の生命・財産を守るため、対象事業費の 4 分の 3 を補助します（上限 225 万円）。
【住民と行政との協働】 1) 住民参画の促進 ②住民自治意識の高揚	地域協働の村づくり基金協働による村づくり事業	自主防災組織の育成、啓発等に係る費用を 20 万円を上限に補助します（10 分の 10）。

基本目標Ⅴ 他の地域との連携による魅力ある圏域を目指す

〈主要施策⑨ 広域連携による地域振興の取組み推進〉

東峰村だけにとどまらない魅力的な圏域づくりを実現するため、村内の地域資源を活用し、他の自治体や共通の目的をもつ団体等の連携を深め、地域振興に繋がります。東峰村には無い地域資源を有する他自治体との連携により、互いの長所を生かした観光商品の開発や、朝倉圏域での広域的な取組みの推進等を検討します。

重点的な取組み	指標	基準値 (令和1年度)	目標値 (令和6年度)	主管課
13) 広域連携による新たな取組み	取組件数	0件	3件	企画政策課

13) 広域連携による取組み

- ・「日本で最も美しい村」連合加盟自治体や近隣自治体等と連携し、相互の地域振興を図ります。各自治体の地域産品を原材料とした商品開発や各自治体の観光資源を連携させた広域圏での観光プログラムの企画運営等、それぞれの地域特性を活かした取組みを推進します。また、耶馬日田英彦山国定公園や周辺の山や川といった、東峰村及び周辺自治体の豊かな自然への触れあいを生み出す連携の取組みを検討します。

主要施策⑨をより効果的・効率的に進める上で連携を図る村の関連事業は、以下の通りです。

総合計画での位置づけ	関連事業	内容
【住民と行政との協働】 2) 地域間交流の推進 ②地域間交流の推進	「日本で最も美しい村連合」加盟	失ったら二度と取り戻せない景観・文化を守りつつ、最も美しい村としての自立を目指す活動を加盟自治体と連携して行う。

基本目標Ⅴ 他の地域との連携による魅力ある圏域を目指す

〈主要施策⑩ 教育機関等との連携による地域活性化の取組み推進〉

人口減少や少子高齢化、地域産業の衰退といった様々な課題を解決していくためには、村内だけではなく、専門的なノウハウを有する村外の団体や人材と積極的な連携を図っていく必要があります。そこで、大学や民間企業等との連携を促進し、村の産業振興や生活環境の向上に資する取組みを推進します。

重点的な取組み	指標	基準値 (令和1年度)	目標値 (令和6年度)	主管課
14) 大学や企業との新たな連携	連携事業数	0件/年	2件/年	企画政策課

14) 大学や企業と連携

・大学をはじめとする教育機関や民間企業との連携により、地域づくりに関する施策の調査研究や、学生・企業ボランティアやインターンシップ受入制度の構築により、村の産業振興に寄与する協働事業を推進します。また、防災に関する大学協働の取組みを継続します。

主要施策⑩をより効果的・効率的に進める上で連携を図る村の関連事業は、以下の通りです。

総合計画での位置づけ	関連事業	内容
【生活環境の整備】 1) 消防・防災体制の充実 ②防災体制の充実	戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)	AI 技術を活用して避難判断や緊急活動に必要な情報を自動的かつ迅速に配信するシステムを活用します。
	G 空間地域防災システム	豪雨・洪水等風水害や土砂災害に対し、その被害状況の情報を集約します。

4. 推進体制

(1) 「まち・ひと・しごと創生」施策5原則

人口減少の克服と村の創生を目的とした、主要施策及び重点的な取組みを確実に実現していくため、国「総合戦略」で掲げられている「まち・ひと・しごと創生」施策5原則に基づき、関連施策を展開します。

【施策5原則】

① 自立性

村民の様々な生産活動によって、村内外への流通販売、村外から村内における消費活動を展開し、村の経済の自立性、財政の健全化を図る。

② 将来性

村民自らが村の将来を主体的に展望し、一過性の施策ではなく、将来に持続可能な村づくりを進める。

③ 地域性

村における様々な分野の資源（観光・商工業・農林水産業等）を活用するために、地域の実情や特色を客観的に踏まえるとともに、地域の魅力と強みを最大限に活用して施策を実施する。

④ 直接性

限られた財源や時間の中で最大限の効果を上げるために、「ひと」の移住や、「しごと」の創出、「まち」づくり等を直接的に支援する施策に取り組む。

⑤ 結果重視

P D C A サイクルの下、具体的な数値目標を設定し、施策効果・成果を客観的に検証し、改善を行いながら推進を図る。

(2) 総合戦略の推進体制

東峰村総合戦略の5つの基本目標を実現していくためには、行政だけではなく村内の関係団体との連携・協力により、住民も含めて村がひとつになって取り組んでいく必要があります。そのため、以下に示すような主管課と村内の関係団体からなる推進体制を構築し、主要施策の確実な実施を行っていきます。

【東峰村総合戦略推進会議】

主要施策の進捗に関して共有・協議していく場として、各施策の主管課で構成される会議で、運営に関しては企画政策課が行う。各主要施策の実施にあたっては、各主管課が下記に示すような基本目標毎に関連団体との連携体制を構築した上で、進めていく。

○基本目標Ⅰ：主に観光・産業に関連するもの

主管課：農林観光課・住民税務課・企画政策課

関連団体：農事組合、陶器協同組合、商工会、JA等

○基本目標Ⅱ・Ⅳ：主に移住・定住に関連するもの

主管課：総務課・建設水道課・企画政策課

関連団体：森林組合、自治会等

○基本目標Ⅲ：主に教育に関連するもの

主管課：教育課、保健福祉課

関連団体：東峰学園、教育委員会、公民館、保育・福祉施設等

○基本目標Ⅴ：主に広域連携に関連するもの

主管課：企画課

関連団体：村内事業者等

【総合計画等推進委員会】

各課の課長級の役職で構成し、施策の進捗状況や課題を確認する。

【東峰村総合戦略外部検証委員会】

外部委員で構成され、各施策の進捗に関する評価を行う。

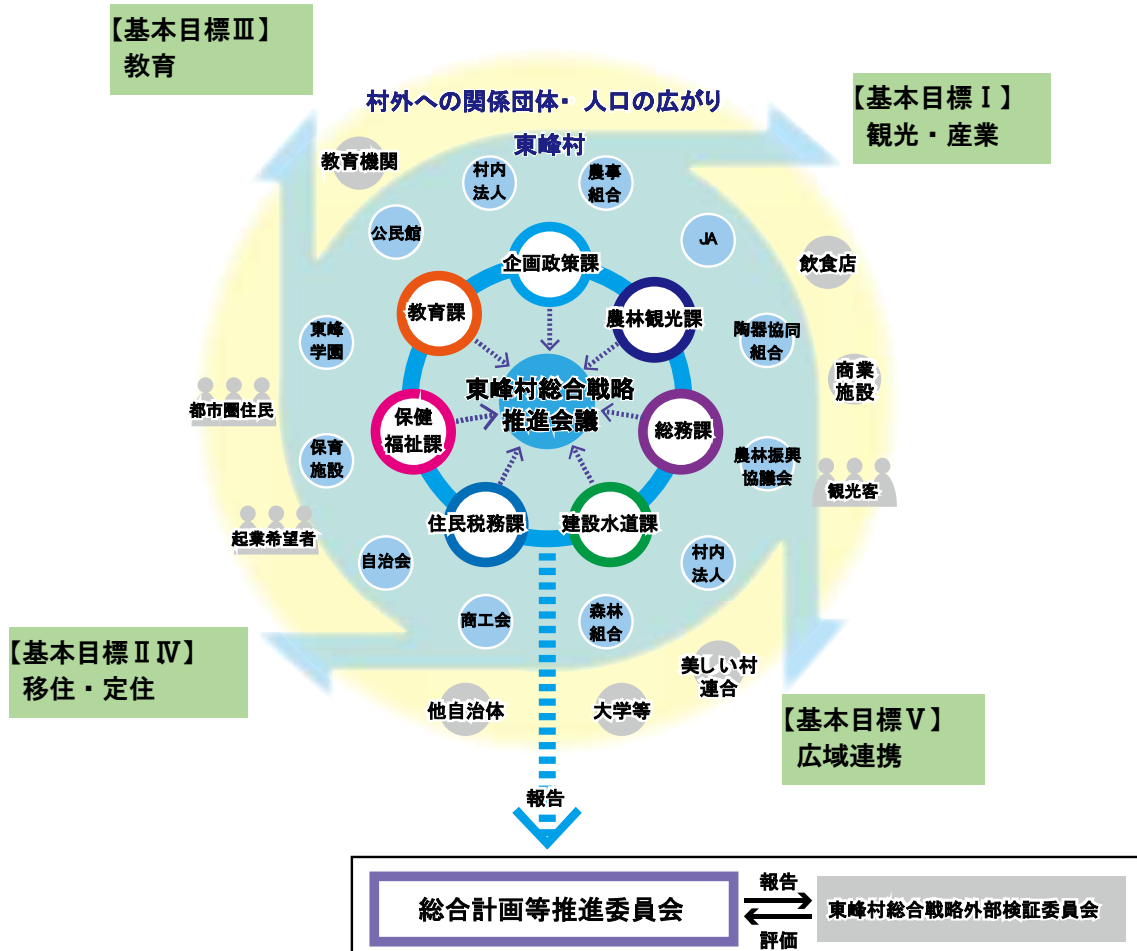


図 総合戦略の推進体制

第2章 東峰村人口ビジョン

1. 人口ビジョンについて

(1) 人口ビジョンの位置づけと対象期間

1) 人口ビジョンの位置づけ

本村における人口の現状を分析し、人口減少に関する認識を村民と共有するとともに、今後目指すべき将来の方向と人口の将来を展望します。

人口ビジョンは、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎情報となるものであり、現状分析に基づく課題を把握し、今後予想される人口の変化が村に与える影響を考察し、目指すべき方向性を明らかにします。

2) 対象期間

本村における人口ビジョンの対象期間は2065（令和47）年までとします。

(2) 日本の人口の現状と将来推計

2019（令和元）年に改定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」によると、社人研の推計では40年後の2060（令和40）年に総人口は約9300万人まで減少するとされています。

しかし、合計特殊出生率が上昇すると、2060（令和40）年に約1億人の人口を確保し、長期的には概ね9,000万人で安定的に推移するとされています。

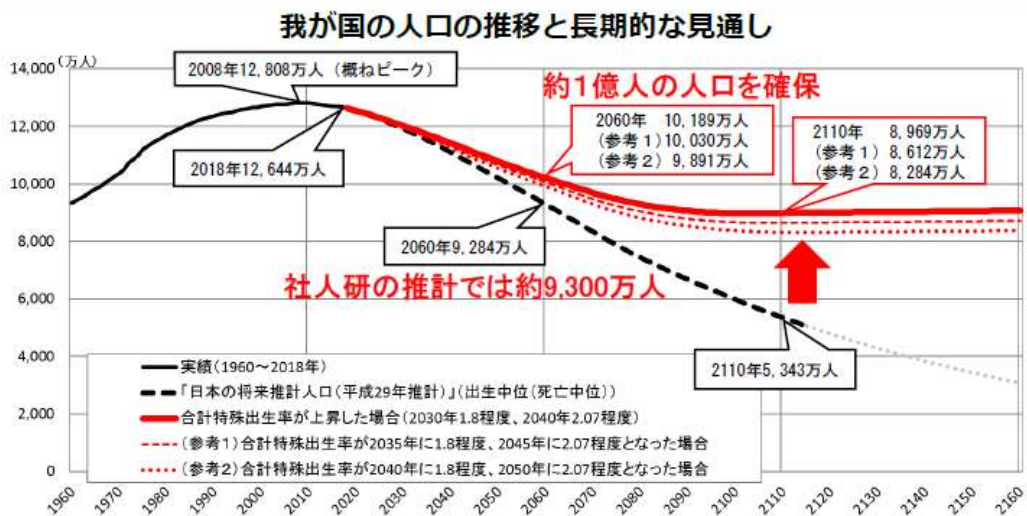


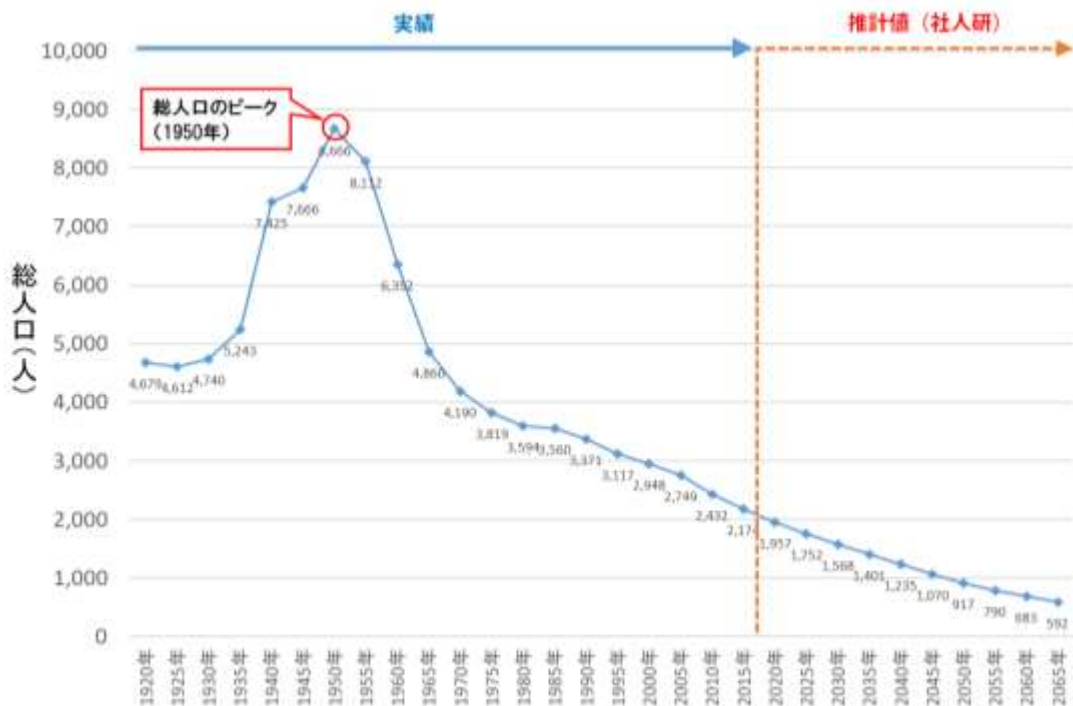
図 日本の人口の推移と長期的な見通し（内閣府 地方創生推進事務局 2019年）

(3) 東峰村における人口の現状分析

1) 総人口の推移と将来推計

東峰村の総人口は、宝珠山炭鉱の全盛や第1次ベビーブームに伴って1950（昭和25）年まで大きく増加し、過去最高の8,666人に達しました。その後、炭鉱閉山や高度経済成長期の就職などによる都市圏への流出の影響から、1970（昭和45）年までに総人口は急速に減少しています。1975（昭和50）年以降は2015（平成27）年の2,174人まで一定の人口減少が続いています。

社人研推計によると、2020（平成27）年以降も人口減少は続き、2045（令和27）年には1,070人に、2065（令和47）年には592人になる見込みです。



資料：2015年以前は平成27年度国勢調査

2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計

(※2005年以前は宝珠山村、小石原村の総人口の計)

図 総人口の推移（2020年以降は推計）

2) 年齢3区分別人口の推移と将来推計

年齢3区分別人口の推移をみると、総人口の減少とともに生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）も減少しています。1980（昭和55）年時点では年少人口が老年人口（65歳以上）を上回っていましたが、1985（昭和60）年から逆転し、その差は年々拡大しています。社人研による推計では、年少人口・生産年齢人口は減少し続けますが、2015（平成27）年から2025（令和7）年にかけて老年人口は増加、2020（令和2）年以降は老年人口が生産年齢人口を上回る見込みです。そして、2030（令和12）年には総人口の約半数が65歳以上の高齢者となる見込みです。



図 年齢3区分別人口の推移（2020年以降は推計値）



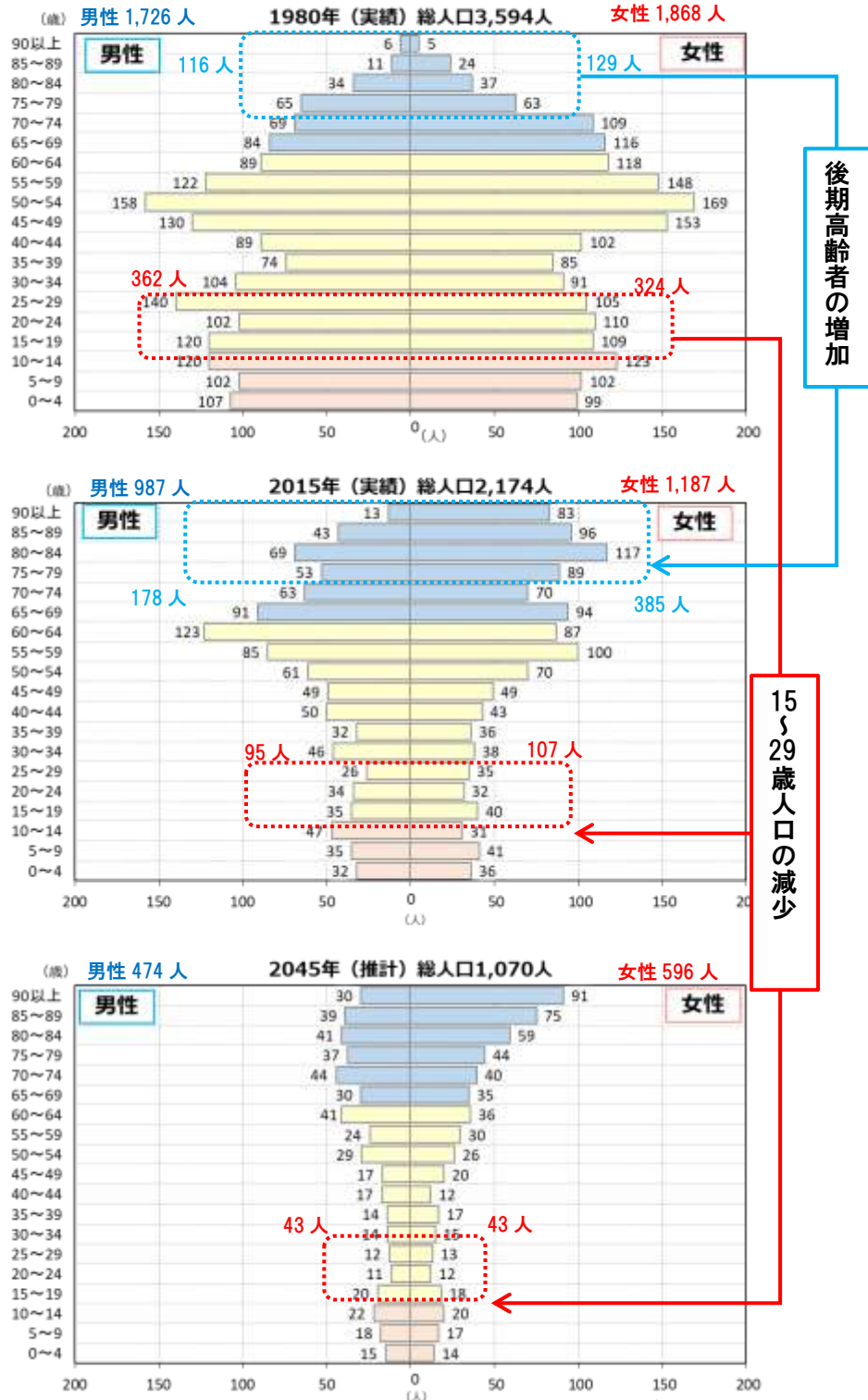
図 年齢3区分別人口構成の推移（2020年以降は推計値）

資料：2015年以前は平成27年度国勢調査

2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計

3) 5階級別人口ピラミッドの推移

1980（昭和55）年と2019（平成31）年を比較すると、「15～29歳の男性」の人口は238人減少、「15～29歳の女性」は213人減少しています。また、2040（令和22）年には、生産年齢人口（15～64歳人口）の大幅な減少と少子高齢化が進み、急速に「つぼ型」へ移行すると予想されます。



資料：1980年、2015年以前国勢調査

2045年以降国立社会保障・人口問題研究所による推計

4) 人口の自然増減・社会増減の推移

自然増減（出生数－死亡数）は、死亡数が出生数を上回り続け、自然減の状態です。社会増減（転入数－転出数）は、1994（平成6）年から2003（平成15）年までは年による変動がありましたが、2004（平成16）年以降は2012（平成24）年を除き転出超過（社会減）が続いています。

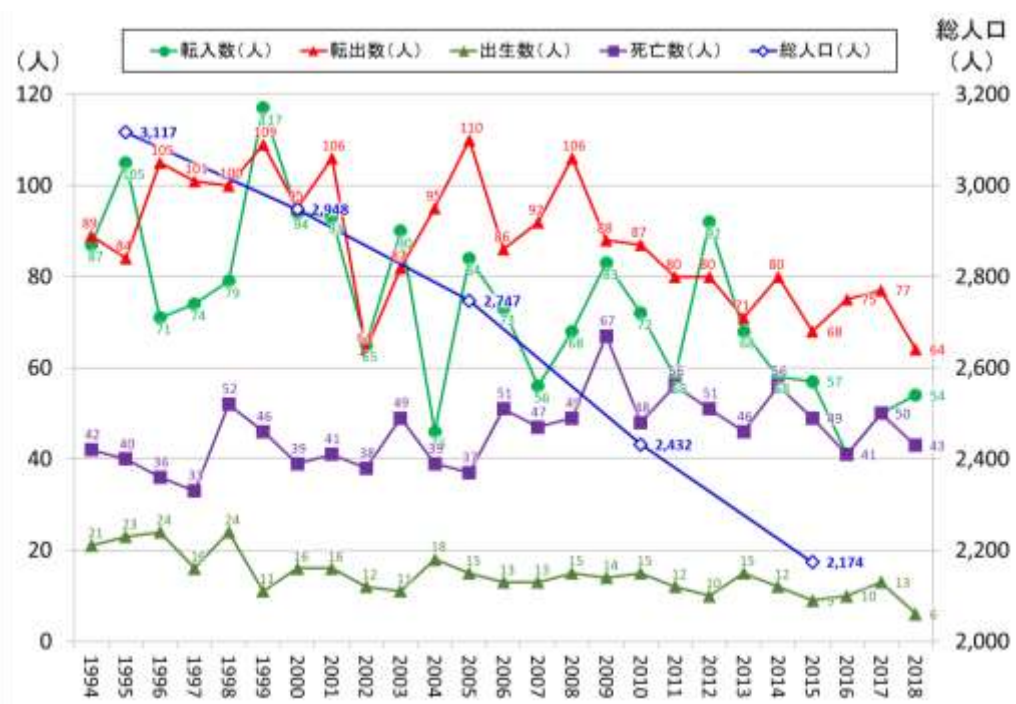


図 出生数・死亡数/転入数・転出数推移

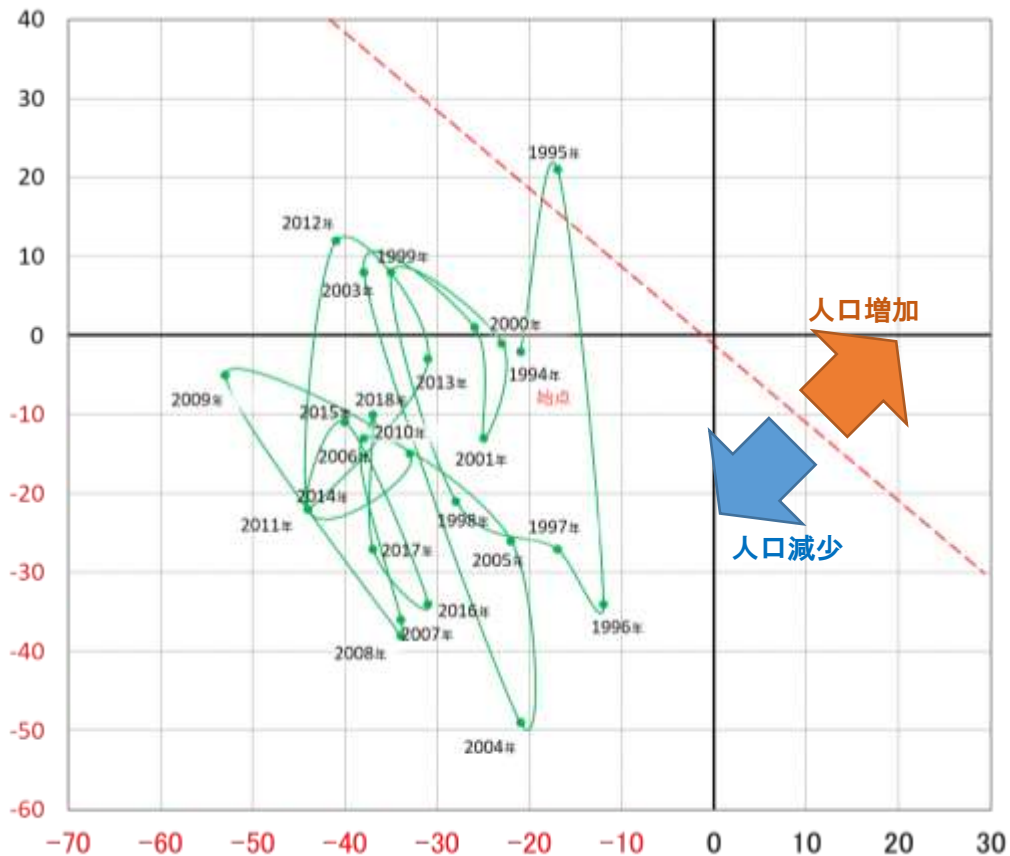


図 人口増減の推移

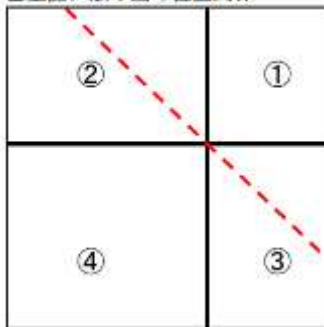
資料：平成27年度国勢調査

5) 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

自然増減を横軸に、社会増減を縦軸にとり、総人口に与えてきた影響を分析します。1995（平成7）年は、転入数の増加によって、総人口は増加しましたが、それ以降、転出数が転入数を、ならびに死亡数が出生数を上回る状態が続き、人口の減少は継続しています。



■上記、散布図の位置関係



- ①：出生数が死亡数を上回り、かつ転入数が転出数を上回る
 - ②：死亡数が出生数を上回り、かつ転入数が転出数を上回る
 - ③：出生数が死亡数を上回り、かつ転出数が転入数を上回る
 - ④：死亡数が出生数を上回り、かつ転出数が転入数を上回る
- 赤点線：人口均衡を示す

図 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響

資料：東峰村住民基本台帳

6) 合計特殊出生率の推移

本村の合計特殊出生率※⁸の推移をみると、2007（平成19）年までは低下し続けていましたが、その後の2008（平成20）年～2012（平成24）年は上昇に転じています。また、東峰村の合計特殊出生率は、2008（平成20）年～2012（平成24）年までは福岡県を上回っていましたが、2013（平成25）年～2016（平成28）年で下回る結果となりました。

本村と近隣市町を比較すると、2013（平成25）年～2016（平成28）年は、朝倉市・筑前町いずれよりも低い結果となっています。また、大分県日田市は1983（昭和58）年～1987（昭和63）年を除き、いずれの市町村及び福岡県よりも高い値で推移しています。

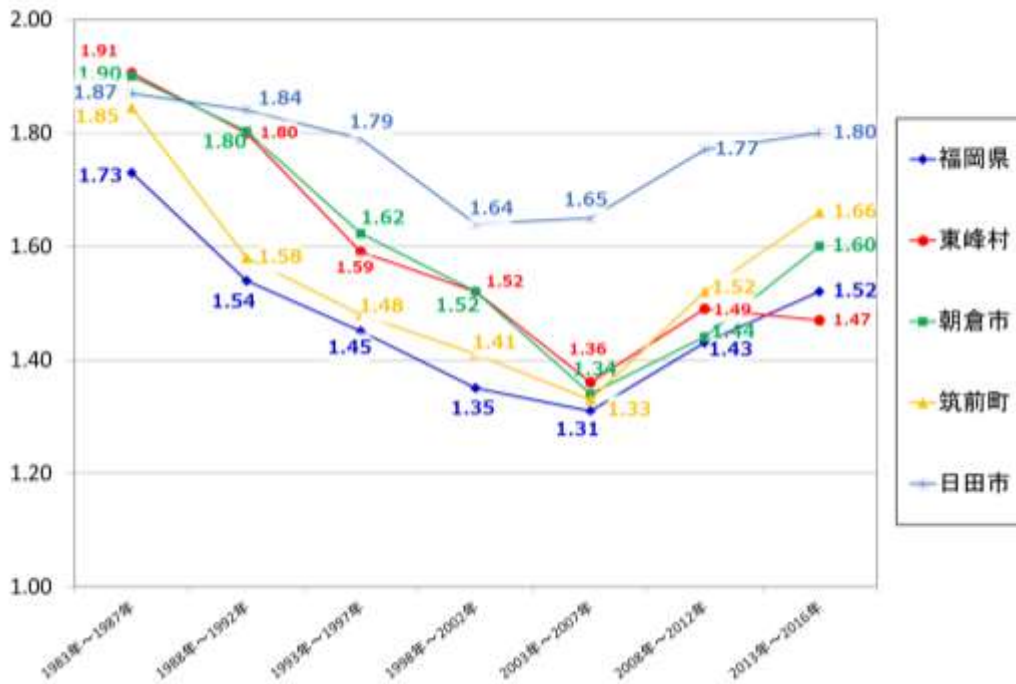


図 合計特殊出生率の推移

資料：人口動態保健所・市町村別統計ベース推計値

※8 合計特殊出生率：その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むと仮定した時の子どもの数。

7) 地区別の人口増減率と高齢化率の状況

2018（平成 30）年の本村の高齢化率を地区別に算出した上で、さらに地区毎の人口増減率（平成 10 年と平成 30 年の比較）と組み合わせたものを、以下の散布図に示します。

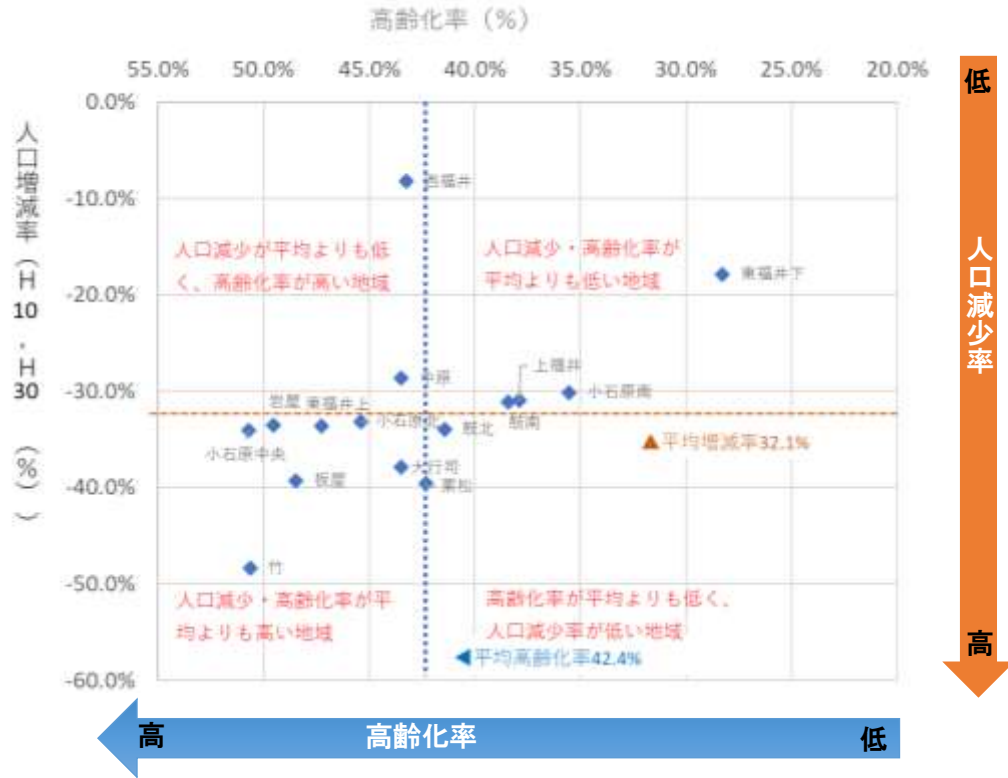


図 地区別人口と高齢化率の状況

資料：東峰村住民基本台帳

表 地区別人口増加率と高齢化率

区分	H10					H30					H10-H30 増減率	
	総数	15歳 未満	15～ 64歳	65歳 以上	高齢 化率	総数	15歳 未満	15～ 64歳	65歳 以上	高齢 化率		
小石原地区	小石原北	178	23	100	55	30.9%	119	14	51	54	45.4%	-33.1%
	小石原中央	320	41	159	120	37.5%	211	17	87	107	50.7%	-34.1%
	小石原南	282	43	176	63	22.3%	197	23	104	70	35.5%	-30.1%
	鼓北	274	44	145	85	31.0%	181	18	88	75	41.4%	-33.9%
	鼓南	238	45	123	70	29.4%	164	9	92	63	38.4%	-31.1%
宝珠山地区	竹	153	22	79	52	34.0%	79	3	36	40	50.6%	-48.4%
	岩屋	158	9	99	50	31.6%	105	12	41	52	49.5%	-33.5%
	栗松	215	33	118	64	29.8%	130	13	62	55	42.3%	-39.5%
	板屋	163	31	86	46	28.2%	99	1	50	48	48.5%	-39.3%
	中原	129	14	67	48	37.2%	92	8	44	40	43.5%	-28.7%
	大行司	248	24	151	73	29.4%	154	11	76	67	43.5%	-37.9%
	東福井上	137	17	70	50	36.5%	91	7	41	43	47.3%	-33.6%
	東福井下	168	24	83	61	36.3%	138	23	76	39	28.3%	-17.9%
	西福井	194	29	110	55	28.4%	178	22	79	77	43.3%	-8.2%
	上福井	275	43	162	70	25.5%	190	22	96	72	37.9%	-30.9%
総計	3132	442	1728	962	30.7%	2128	203	1023	902	42.4%	-32.1%	

資料：東峰村住民基本台帳

8) 人口移動の状況

①性別・年齢階級別人口移動の長期的動向

男性・女性ともに「10～14歳の人が15～19歳」になるとき、及び「15～19歳の人が20～24歳」になるとき、大幅な転出超過となっています。これらは、高校や大学への進学に伴う転出、及び就職に伴う転出の影響が考えられます。近年の傾向を男女別にみると、「35～39歳の男性が40～44歳」になるとき、転出超過の傾向にあります。また、「20～24歳の女性が25～29歳」になるとき、及び「25～29歳の女性が30～34歳」になるとき、転出超過が拡大している傾向にあります。村外への進学に伴い、そのまま都市部などで就職していることが考えられます。

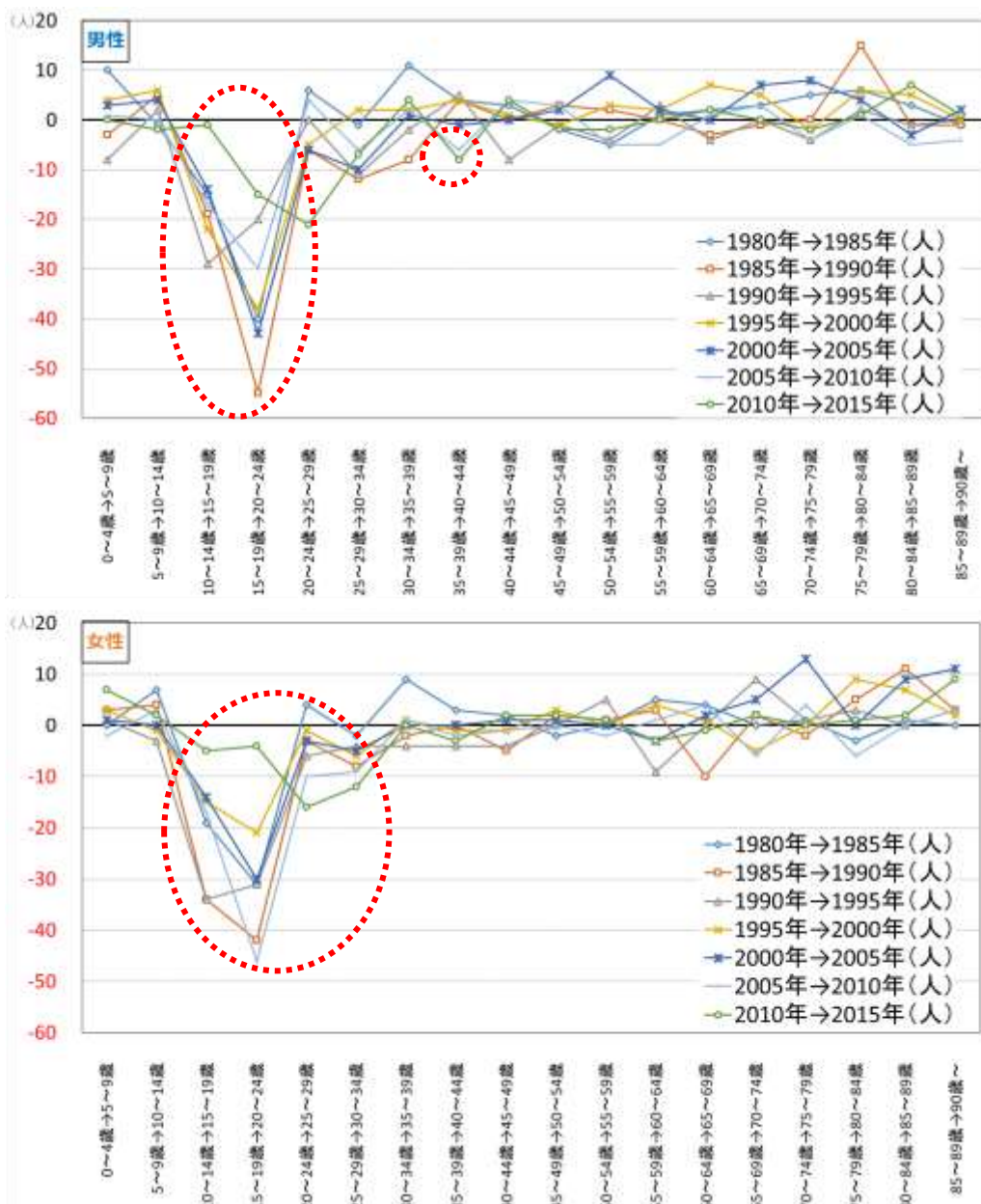


図 性別・年齢階級別人口移動の長期的動向

資料：平成27年度国勢調査・東峰村住民基本台帳

②年齢階級別、男女別の転入状況

2015（平成27）年～2017（平成29）年を合わせた、転入状況を性別・年齢階級別で見ると、男性は「20～29歳」が最も多く、次いで「60歳以上」、「0～9歳」の順に多くなっています。女性は「20～29歳」が最も多く、次いで「60歳以上」、「0～9歳」の順に多くなっています。各年齢別にみても転入元は福岡県内が多くを占めます。男女ともに「20～29歳」と「0～9歳」の転入が比較的多く、子育て世帯の転入によるものと想定されます。



図 年齢階級別の転入元
(2015～2017年合計) 男性



図 年齢階級別の転入元
(2015～2017年合計) 女性

③年齢階級別、男女別の転出状況

2015（平成27）年～2017（平成29）年を合わせた、転出状況を性別・年齢階級別で見ると、男性は「20～29歳」が最も多く、次いで「30～39歳」、「60歳以上」の順となります。結婚や子育てなどを控えた若い世代が、福岡県内または九州内の他県に転出していることがわかります。女性は「20～29歳」が最も多く、次いで「60歳以上」、「30～39歳」の順となります。20歳代・30歳代の多くが福岡県内へ転出しており、就職や結婚を機に、村外へ移住していることが想定されます。



図 年齢階級別の転出先
(2015～2017年合計) 男性



図 年齢階級別の転出先
(2015～2017年合計) 女性

資料：東峰村住民基本台帳

④転入元と転出先の詳細

2017（平成29）年の転出超過（転出が転入を上回る状態）をみると、福岡県内では、朝倉市（6人）、福岡市（6人）、小郡市（5人）、うきは市（5人）が多く、一方、転入超過（転入が転出を上回る状態）は、日田市が11人と多くなっています。

2018（平成30）年の転出超過をみると、福岡県内では、朝倉市（8人）、うきは市（6人）が多く、転入超過は久留米市（3人）となっています。

総計を見ると、2017（平成29）年は24人の転出超過、2018（平成30）年は13人の転出超過となっています。

表 転入元と転出元の詳細

都道府県、市区町村	2017年（平成29年）			2018年（平成30年）			
	転入	転出	転入－ 転出	転入	転出	転入－ 転出	
福岡県内	北九州市	1	3	-2	2	2	0
	福岡市	3	9	-6	11	10	1
	大牟田市	1	1	0	0	0	0
	久留米市	2	1	1	5	2	3
	直方市	0	0	0	1	0	1
	飯塚市	0	2	-2	1	0	1
	田川市	0	1	-1	0	0	0
	筑後市	0	4	-4	0	1	-1
	小郡市	1	6	-5	1	1	0
	筑紫野市	0	2	-2	0	0	0
	大野城市	0	0	0	0	1	-1
	太宰府市	4	2	2	2	0	2
	福津市	0	0	0	1	1	0
	うきは市	0	5	-5	1	7	-6
	宮若市	0	1	-1	1	0	1
	嘉麻市	0	0	0	0	3	-3
	朝倉市	0	6	-6	6	14	-8
	宇美町	0	0	0	1	0	1
	水巻町	0	1	-1	0	0	0
	大刀洗町	0	2	-2	1	0	1
大木町	0	0	0	0	1	-1	
福智町	0	0	0	0	2	-2	
福岡県計	12	46	-34	34	45	-11	
九州内	佐賀県	1	0	1	1	1	0
	長崎県	1	0	1	0	1	-1
	熊本県	4	6	-2	0	0	0
	大分県	13	5	8	8	8	0
	（日田市）	13	2	11	7	7	0
	宮崎県	0	1	-1	1	0	1
	鹿児島県	0	1	-1	0	0	0
	沖縄県	1	0	1	0	1	-1
	九州県内計	20	13	7	10	11	-1
九州以外の他県	16	13	3	7	8	-1	
総計	48	72	-24	51	64	-13	

資料：東峰村住民基本台帳

⑤就業先・就学先の状況

2015（平成27）年の国勢調査によると、15歳以上就業者1,125人のうち、760人（67.6%）が村内で就業しています。また、村外で就業している365人（32.4%）の就業先の内訳をみると、朝倉市が124人（34.0%）、日田市が115人（31.5%）、うきは市53人（14.5%）となっています。

15歳以上通学者85人のうち、村外に通学する人は71人で全体の83.5%を占めています。その内訳をみると、日田市24人（33.8%）、朝倉市16人（22.5%）となっています。

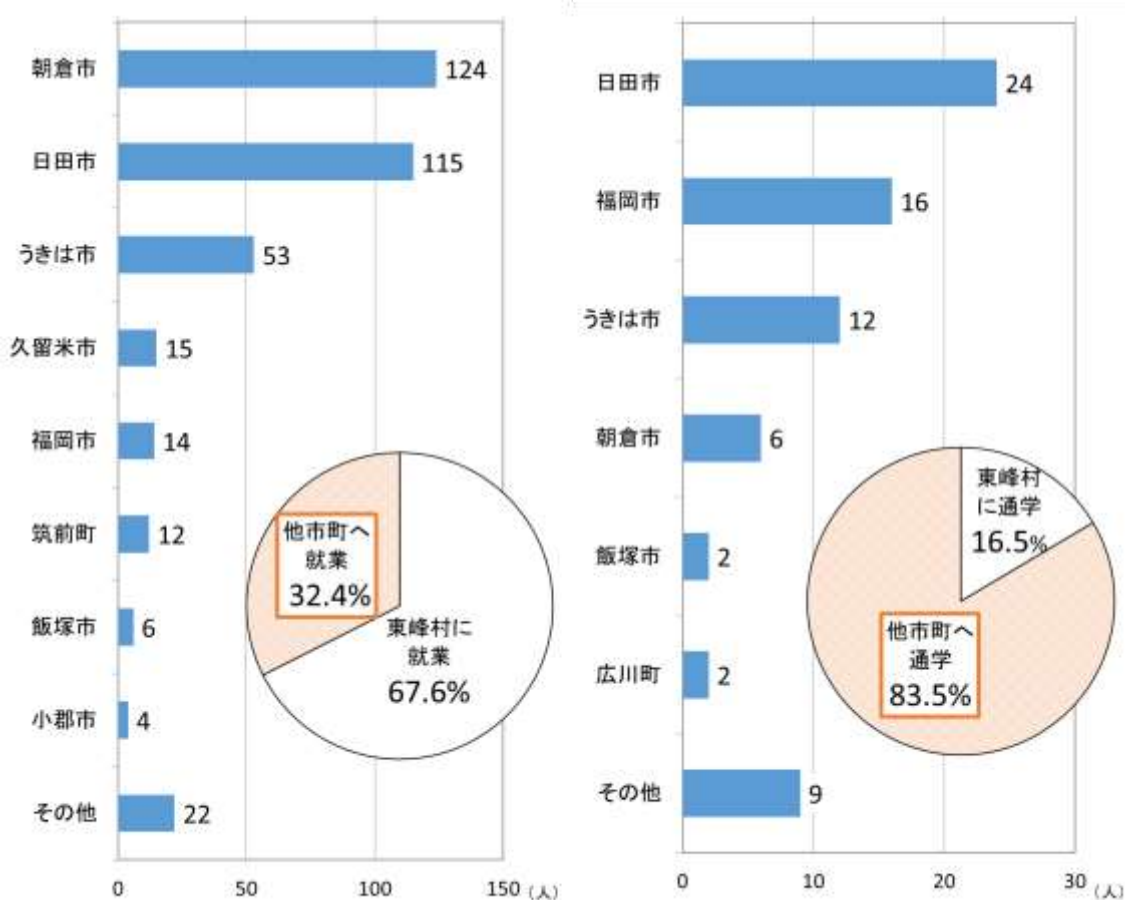


図 就業先・就学先の状況

資料：平成27年度国勢調査

9) 観光入込客の状況

① 観光入込客総数

本村への観光入込客数は、2007（平成19）年に約90万人をピークとし、以降は約81万人～約87万人を保持していましたが、2013（平成25）年になると約73万人まで減少しました。2015年（平成27）には80万人近くまで増加し、その後減少しましたが、2018（平成28）年には再度増加しています。そのうち、県外からの入込客数は約3割となっており、毎年同様の傾向となっています。

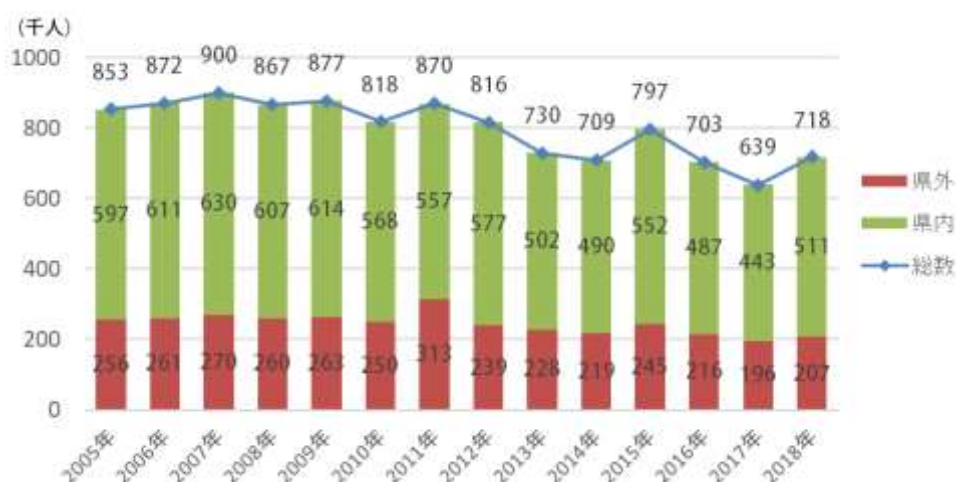


図 観光入込客数

資料：平成29年度福岡県観光入込客数調査

② 月別観光入込客数

2012（平成22）年と2017（平成29）年とで月別の観光入込客数を比較してみると、いずれも5月と10月に入込客数が増加しています。理由としては大型連休に開催される「民陶むら祭」が影響していると考えられます。しかし、2012（平成22）年5月の入込客数は約20.3万人でしたが、2017（平成29）年5月になると約13.3万人となっており、大幅な減少が見られます。

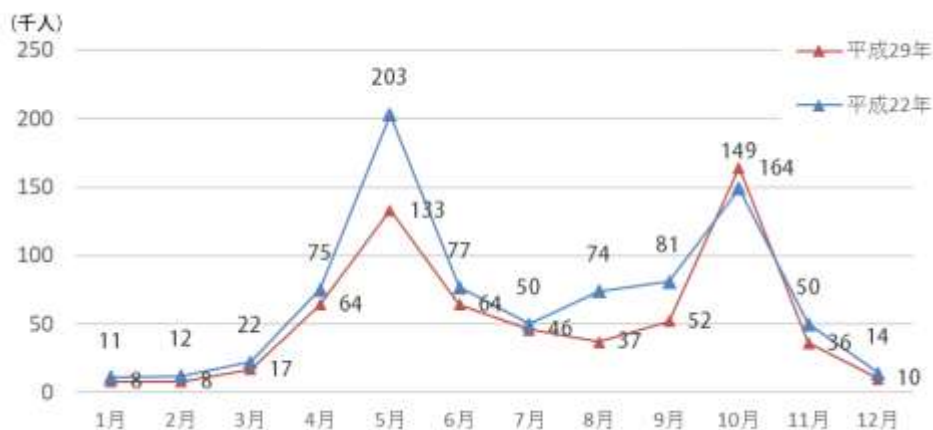
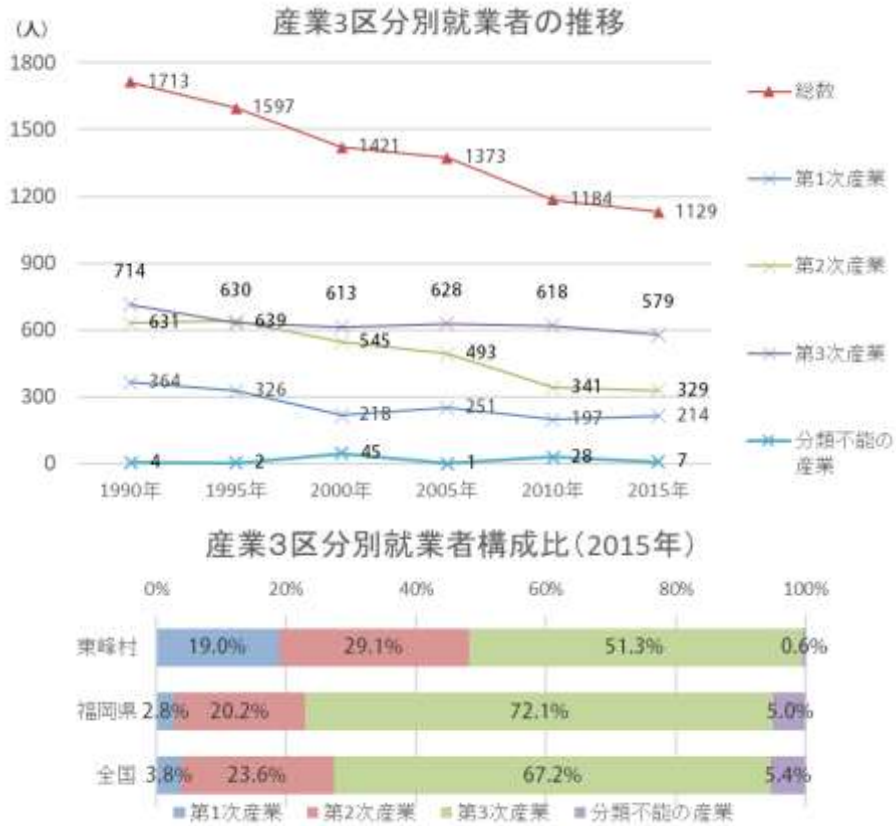


図 観光入込客数

10) 産業の状況

①産業別就業人口

本村の産業別就業者の総数は、村の総人口の減少に比例するように、就業者人口も年々減少し続け、2015（平成27）年には1,129人まで減少しました。第1次産業（本村では、主に農林業が該当）は年々減少し、2000（平成12）年から2005（平成17）年にかけて若干の増加がみられましたが、再度減少に転じ、2015（平成27）年時点で214人となっています。第2次産業（本村では、主に建設業、製造業が該当）は緩やかに減少を続けており、1990（平成2）年から2015（平成27）年にかけて、302人の減少がみられます。第3次産業（本村では、主に卸売業・小売業、医療・福祉などが該当）は、1995（平成7）年以降、緩やかな減少傾向が確認されています。また、産業3区分の構成比をみると、本村の第1次産業は、全国及び福岡県と比較して高い傾向にあります。



(参考) 国勢調査による区分

第1次産業：農業、林業、漁業

第2次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）

図 産業3区分別就業者の推移及び構成比

資料：平成27年度国勢調査

第2章

本村の産業別就業者の総数は、「製造業」が245人と最も多く、次いで「農業、林業」(214人)、「卸売業、小売業」(145人)、「医療、福祉」(138人)の順になります。男女別にみると、男性は「製造業」、「農業、林業」、「卸売業、小売業」、女性は医療、福祉、「製造業」、「卸売業、小売業」の順に多くなっています。福岡県の産業の就業者数比に対する特化係数※9が1.0を超える産業は、男女とも「農業、林業」、「複合サービス業」、「製造業」、「公務(他に分類されるものを除く)」が高く、県と比べて特化していると考えられます。

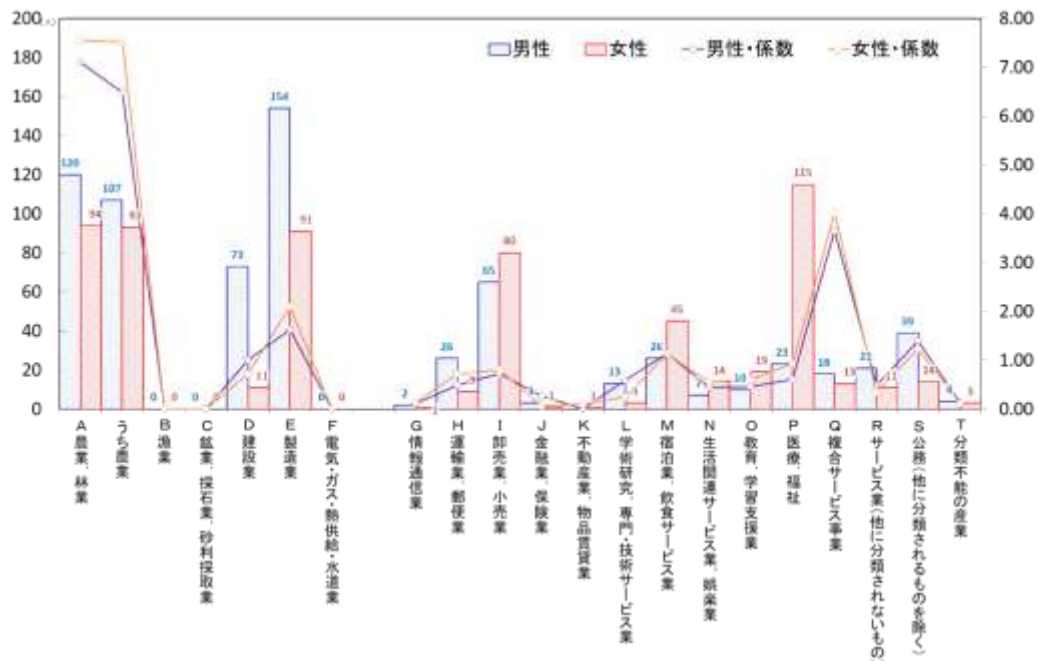


図 性別・産業別就業者数と特化係数 (2015年)

資料：平成27年度国勢調査

表 産業別就業者数、比率、特化係数 (2015年)

産業大分類項目	A 農業、林業		B 漁業		C 鉱業、採石業、砂利採取業		D 建設業		E 製造業		F 電気・ガス・熱供給・水道業		G 情報通信業		H 運輸業、郵便業		I 卸売業、小売業		J 金融業、保険業		K 不動産業、物品賃貸業		L 学術研究・専門・技術サービス業		M 宿泊業、飲食サービス業		N 生活関連サービス業、娯楽業		O 教育、学習支援業		P 医療、福祉		Q 複合サービス事業		R サービス業(他に分類されないもの)		S 公務(他に分類されるものを除く)		T 分類不能の産業			
	就業人数	就業率	就業人数	就業率	就業人数	就業率	就業人数	就業率	就業人数	就業率	就業人数	就業率	就業人数	就業率	就業人数	就業率	就業人数	就業率	就業人数	就業率	就業人数	就業率	就業人数	就業率	就業人数	就業率	就業人数	就業率	就業人数	就業率	就業人数	就業率	就業人数	就業率	就業人数	就業率						
男性	120	19.9	107	17.7	0	-	0	-	73	12.1	154	25.5	0	-	2	0.3	26	4.3	65	10.8	3	0.5	0	-	13	2.2	26	4.3	7	1.2	10	1.7	23	3.8	18	3.0	21	3.5	39	6.5	4	0.7
女性	94	17.9	93	17.7	0	-	0	-	11	2.1	91	17.3	0	-	1	0.2	9	1.7	80	15.2	1	0.2	1	0.2	3	0.6	45	8.6	14	2.7	19	3.6	115	21.9	13	2.5	11	2.1	14	2.7	3	0.6
特化係数	7.10	6.48	-	-	-	-	1.00	1.03	-	0.10	0.49	0.73	0.27	-	0.58	1.14	0.45	0.46	0.60	3.65	0.49	1.39	0.13	0.13	0.72	0.80	0.06	0.10	0.25	1.13	0.55	0.61	0.93	4.02	0.34	1.24	0.11	0.11				

資料：平成27年度国勢調査

※9 特化係数：地域のある産業が、基準と比べてどれだけ特化しているかをみる係数1.0以上であれば、基準と比べてその産業が特化していると考えられる。

第2章

本村の産業別就業者の年齢階級をみると、就業者総数では50～59歳が最も多く30.3%、次いで60～69歳（19.4%）、40～49歳（18.5%）となっています。

特化係数の高い「農業、林業」就業者の77.1%が60歳以上に対して、15～49歳の就業者は12.1%程度となります。次いで特化係数の高い「複合サービス業」（郵便局や農業協同組合や森林組合などを示す）の就業者は40～49歳が最も多く、続く「製造業」は、60～69歳が多くを占めています。



図 産業別年齢階級別就業者（2015年）

資料：平成27年度国勢調査

2. 将来人口の推計と分析

(1) 東峰村の将来人口の推計と分析

1) 将来人口推計

社人研による推計準拠（パターン1）と社人研推計値をベースに出生・死亡、人口移動について異なる仮定値を設定した推計（シミュレーション1・2）の3パターンで将来人口推計を比較します。

<人口推計の概要>

○社人研推計準拠（パターン1）

国勢調査による2015（平成27）年の国勢調査をもとに、2015（平成27）年10月1日から2045（令和27）年10月1日までの30年間（5年ごと）について将来人口を推計したもの。

○シミュレーション1

社人研推計準拠をベースに、合計特殊出生率に関して異なる仮定を設定したもの。

【出生・死亡に関する仮定】：2030（令和12）年までに、合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準2.1）まで上昇したと仮定。

【移動に関する仮定】：社人研推計準拠と同様。

○シミュレーション2

社人研推計準拠をベースに、合計特殊出生率と移動率に関して異なる仮定を設定したもの。

【出生・死亡に関する仮定】：2030（令和12）年までに、合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準2.1）まで上昇したと仮定。

【移動に関する仮定】：人口移動が均衡した場合（転入・転出数が同数となり、移動がゼロとなった場合）と仮定。

第2章

社人研の推計では、2065（令和47年）年の総人口は592人まで減少することが見込まれています。また、社人研推計を基本として、合計特殊出生率が2025（令和7年）年までに1.8、2030（令和12年）年までに2.1まで上昇したと仮定した場合のシミュレーション1では、2065（令和47年）年の総人口が612人まで減少することが見込まれています。

さらにシミュレーション1に加え、人口移動（転入・転出数）がゼロになったと仮定した場合のシミュレーション2では、2065（令和47年）年の総人口が1,242人になると推計されています。

シミュレーション2のように、出生率の上昇に加え、人口移動をゼロにすることで、社人研推計との総人口の差は、2065（令和27年）年で650人上回るようになります。

パターン1とシミュレーション1の推移に大きな差がみられないことから、合計特殊出生率上昇の対策のみでは人口減少の抑制効果は低く、加えて人口移動を均衡させた場合において、人口減少抑制の効果が現れることがわかります。

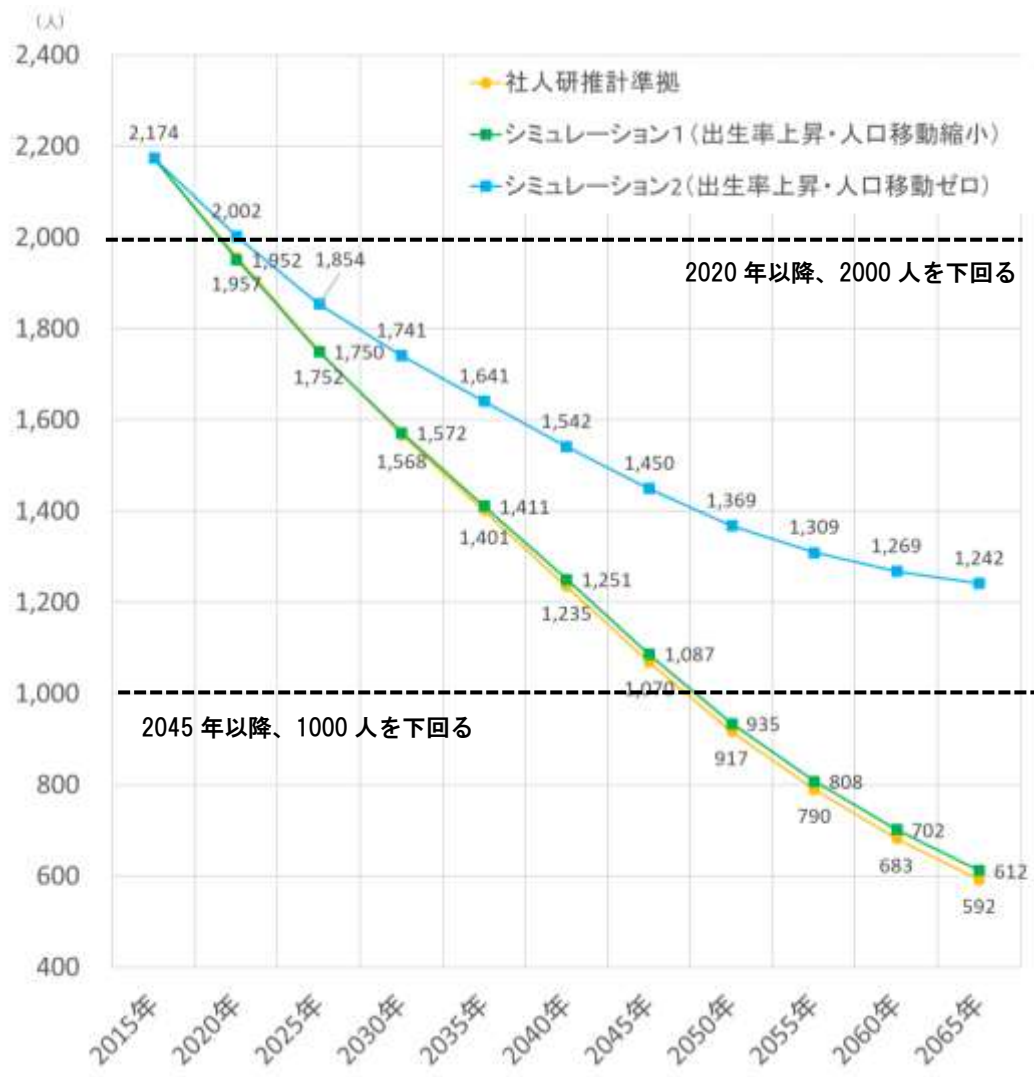


図 総人口の将来推計比較

2) 人口減少段階の分析

人口の減少は一般的に3つの段階を経て進行するとされています。

2015（平成27）年の各年齢区分の値を100とし、社人研推計で本村の人口減少段階をみると、現在は、老年人口（65歳以上）が維持・微減する「第2段階」に入っていることが予測されています。そして、10年後の2025（令和7）年には老年人口が減少する「第3段階」に突入することが予測されています。

人口減少段階の区分

第1段階：【老年人口 増加】＋【生産年齢・年少人口 減少】

第2段階：【老年人口 維持・微減】＋【生産年齢・年少人口 減少】

第3段階：【老年人口 減少】＋【生産年齢・年少人口 減少】

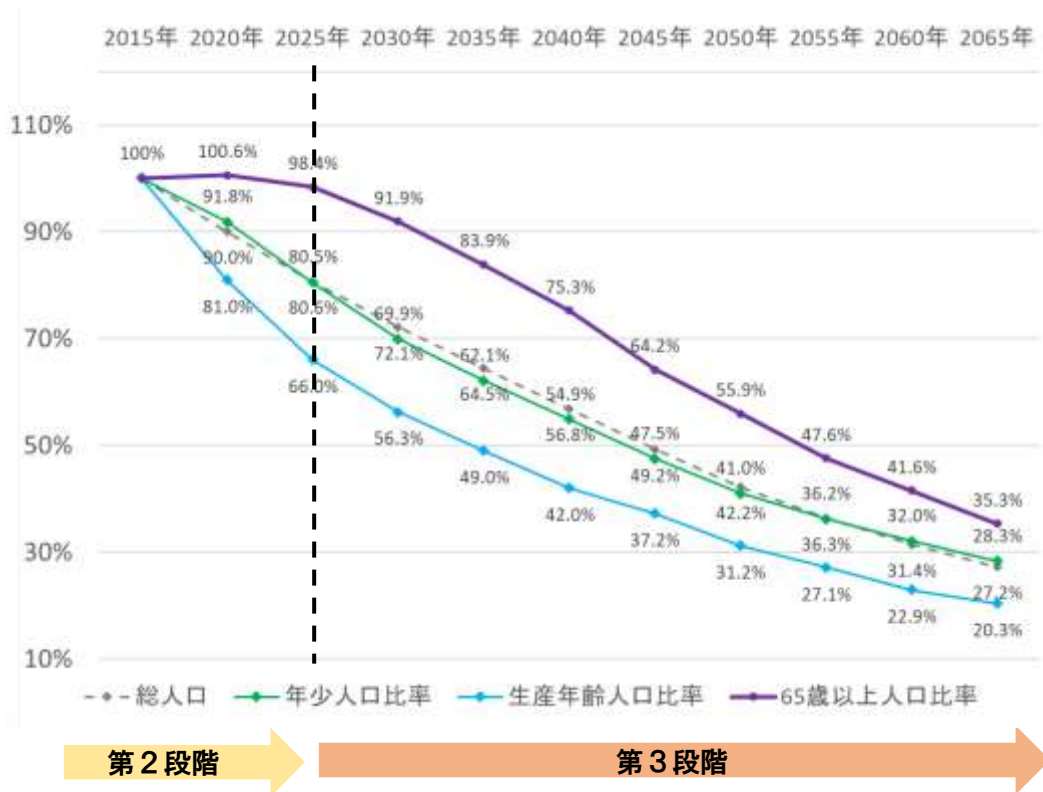


図 東峰村の人口減少段階

3) 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度

社人研推計及びシミュレーション1・2を比較することで、将来人口に及ぼす出生の影響度（自然増減の影響度）と移動の影響度（社会増減）を分析します。

■自然増減・社会増減の影響度

分類	算出方法	影響度
自然増減の影響度	シミュレーション1の2045（令和27）年推計人口1,087人 社人研推計値の2045（令和27）年推計人口 = 1,070人 ⇒ 1,087人 / 1,070人 = <u>101.6%</u>	2
社会増減の影響度	シミュレーション2の2045（令和27）年推計人口1,450人 シミュレーション1の2045（令和27）年推計人口1,087人 ⇒ 1,450人 / 1,087人 = <u>133.3%</u>	5

※自然増減の影響度：上記の算出法より得た数値に応じて、5段階に整理。値が大きいほど、出生の影響が大きい（現在の出生率が低い）ことを意味する。

自然増減の影響度の段階

1	100%未満
2	100～105%
3	105～110%
4	110～115%
5	115%以上

※社会増減の影響度：上記の算出法より得た数値に応じて、5段階に整理。値が大きいほど、人口移動の影響が大きい（現在の転出超過が大きい）ことを意味する。

社会増減の影響度の段階

1	100%未満
2	100～110%
3	110～120%
4	120～130%
5	130%以上

上記の算出の結果、本村は自然増減の影響度は「2」、社会増減の影響度は「5」となっており、社会増の上昇につながる施策に重点的取り組むことが、人口の減少を押し止めることに効果的であることがわかります。

4) 人口の構造の分析

①年齢3区分別人口の増減率推計

社人研の推計値とシミュレーション1・2の結果を用いて、年齢3区分別人口毎に2015（平成27）年と2045（令和27）年の人口増減率を算出します。総人口はシミュレーション2（出生率上昇+人口移動ゼロ）の減少が最も抑えられており、33.3%減となっています。次いで、シミュレーション1（出生率上昇+人口移動縮小）の50.0%減、社人研推計準拠の50.8%減となっています。

年少人口（0-14歳）について、社人研推計準拠の52.5%減と比較すると、シミュレーション1では46.8%減、シミュレーション2では3.2%減となることから、2030（令和12）年までに合計特殊出生率を2.1まで上昇させること、かつ人口移動を均衡させることで年少人口の減少は改善されることがわかります。また、シミュレーション1とシミュレーション2に43.6ポイントの差があることから、年少人口の減少抑制には人口移動の均衡が特に効果的であると言えます。

生産年齢人口（15-64歳）は、社人研推計準拠とシミュレーション1では減少率の差は大きくはみられません。社人研推計準拠の62.8%減とシミュレーション2の35.3%減では27.5ポイントの差があります。また、人口増加を期待する上で重要とされている若年層の女性人口（20-39歳）においても、シミュレーション2は他と比較し56.3-57.0ポイントの差をつけ、最も減少を抑えた値となっています。この結果より、生産年齢人口及び若年層の女性人口の減少抑制においても人口移動の均衡が効果的であることが言えます。対して、老年人口（65歳以上）においては、シミュレーション2が他と比較して減少率が大きくなります。

表 人口の推計値及び増減率

■人口の推計値 (単位:人)

区分	総人口	総人口	0-14歳人口		15-64歳人口	65歳以上人口	20-39歳女性人口
			うち0-4歳				
2015年	現状値(基準)	2,174	222	68	1,071	881	141
2045年	社人研推計値	1,070	105	29	399	566	57
	シミュレーション1	1,087	118	32	403	566	56
	シミュレーション2	1,450	215	72	693	542	136

■人口の増減率 (単位:%)

区分	総人口	総人口	0-14歳人口		15-64歳人口	65歳以上人口	20-39歳女性人口
			うち0-4歳				
2015→ 2045年	社人研推計値	-50.8%	-52.5%	-57.6%	-62.8%	-35.8%	-59.6%
	シミュレーション1	-50.0%	-46.8%	-52.9%	-62.4%	-35.8%	-60.3%
	シミュレーション2	-33.3%	-3.2%	5.9%	-35.3%	-38.5%	-3.3%

②若年女性人口の増減率推計

人口増加を期待する上で重要とされている、若年女性人口（20-39歳）の増減率の推移をみると、社人研推計準拠、シミュレーション1（出生率上昇+人口移動縮小）、シミュレーション2（出生率上昇+人口移動ゼロ）いずれも下がっています。シミュレーション2は転出が抑制され、移動がゼロになることで、女性人口の減少が最も抑制されています。

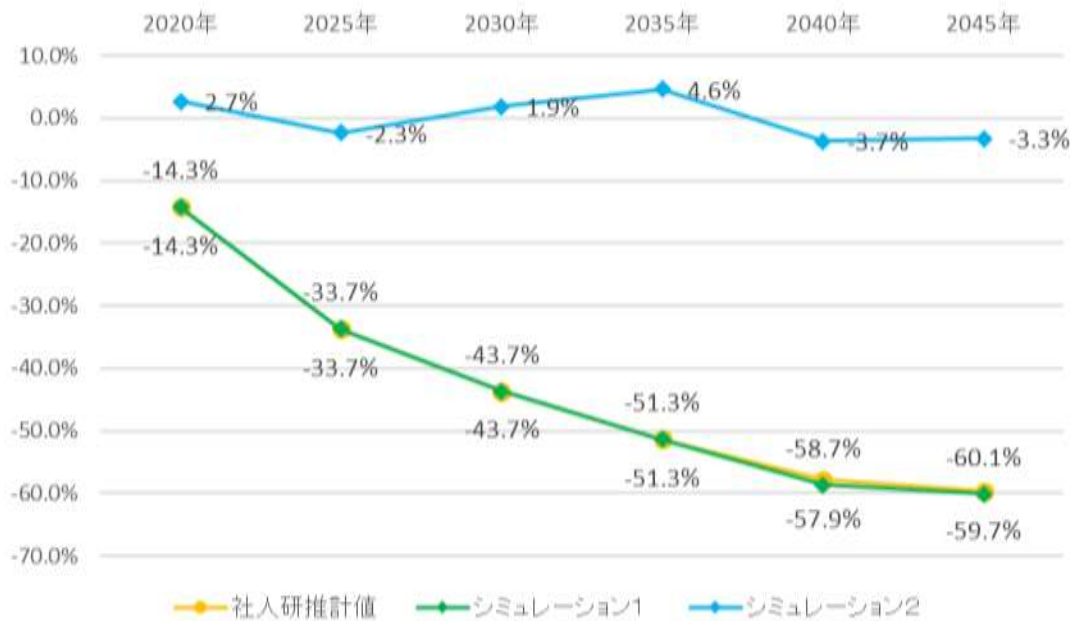


図 若年女性人口（20～39歳）の増減率推移

5) 老年人口比率の推計

パターン1(社人研推計準拠)とシミュレーション1(出生率上昇+人口移動縮小)、シミュレーション2(出生率上昇+人口移動ゼロ)について、年齢3区分別人口比率を算出します。

パターン1とシミュレーション1の老年人口比率は、2040(令和22)年に約53%を超え、その後はおおむね横這いとなります。シミュレーション2では、2025(令和7)年に45.6%でピークを迎えその後低下します。人口移動を抑え、均衡させることで、人口構造における高齢化抑制の効果が現れると言えます。

表 年齢3区分別人口比率の推移

区分		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年
社人研推計値	総人口(人)	2,174	1,957	1,752	1,568	1,401	1,235	1,070	917	790	683	592
	年少人口比率	10.2%	10.4%	10.2%	9.9%	9.8%	9.9%	9.9%	9.9%	10.2%	10.4%	10.6%
	生産年齢人口比率	49.3%	44.3%	40.4%	38.4%	37.4%	36.4%	37.3%	36.4%	36.8%	36.0%	36.8%
	65歳以上人口比率	40.5%	45.3%	49.5%	51.7%	52.7%	53.7%	52.9%	53.7%	53.1%	53.6%	52.6%
	75歳以上人口比率	25.9%	25.9%	28.5%	33.3%	37.8%	39.6%	39.0%	38.7%	37.2%	38.5%	38.1%
シミュレーション1	総人口(人)	2,174	1,952	1,750	1,572	1,411	1,251	1,087	935	808	702	612
	年少人口比率	10.2%	10.2%	10.1%	10.1%	10.8%	11.0%	10.9%	11.0%	11.3%	11.6%	11.9%
	生産年齢人口比率	49.3%	44.4%	40.4%	38.3%	36.9%	36.0%	37.1%	36.4%	36.9%	36.2%	37.3%
	65歳以上人口比率	40.5%	45.4%	49.5%	51.5%	52.3%	53.0%	52.0%	52.7%	51.8%	52.1%	50.8%
	75歳以上人口比率	25.9%	26.0%	28.6%	33.2%	37.6%	39.1%	38.4%	37.9%	36.4%	37.4%	36.8%
シミュレーション2	総人口(人)	2,174	2,002	1,854	1,741	1,641	1,542	1,450	1,369	1,309	1,269	1,242
	年少人口比率	10.2%	10.1%	10.3%	11.3%	12.8%	14.1%	14.8%	15.5%	16.1%	16.3%	16.5%
	生産年齢人口比率	49.3%	46.5%	44.2%	43.4%	43.6%	44.6%	47.8%	49.8%	52.8%	54.9%	55.6%
	65歳以上人口比率	40.5%	43.5%	45.6%	45.3%	43.6%	41.3%	37.4%	34.7%	31.1%	28.8%	27.8%
	75歳以上人口比率	25.9%	24.7%	25.9%	28.7%	31.0%	30.1%	27.4%	24.6%	21.2%	19.7%	17.6%



図 老年人口比率の推移

(2) 東峰村の人口将来展望

1) 将来展望のための課題

人口の将来推計からみた本村の課題は以下の通りです。

○ひとの状況

■課題1 自然減の拡大

- ・本村の合計特殊出生率は1.47と全国平均1.44を上回っているものの、死亡数が出生数を大幅に上回り続けているため、人口の減少を招いています。また、国民希望出生率(1.8)、人口置換水準(2.07)には達していません。
- ・将来的な若年女性人口(20-39歳)の減少が顕著であり、子どもを産める女性の減少がますます出生数の低下へと繋がっていくこととなります。
- ・本村の高齢化率40.5%(平成27年度)は、県内でも高い値で高齢化が進行しています。このまま、何も講じなければ、2030(令和12)年には高齢者の割合が51.7%となると予測されており、自然減は進む一途となります。

■課題2 若者の転出超過による社会減

- ・10歳代から20歳代の若者の転出が多く、進学及び就職を機に村外へ転出し、そのまま都市部などへ流れています。また、本村の特徴として、一旦転出した後のUターン等に当たる20歳代、30歳代の転入が少なく、転出超過が続いています。

■課題3 継続的な人口減少への対応

- ・課題1の自然減、課題2の社会減から引き起こる人口減少によって、地域の成長や発展に与える影響が懸念されます。

○しごとの状況

■課題 労働力、後継者不足

- ・生産年齢人口(15-64歳)は1980(昭和55)年以降減少傾向に入っており、今後もさらに減少していく見込みとなっています。このことから、村の将来における労働力、生産力不足が懸念されます。
- ・本村の就業人口は、総人口の減少に伴って年々減少しています。3区分別の就業人口の割合において、本村は第1次産業(農・林業)の構成比が全国、福岡県と比べて高く、本村の基盤産業となっています。しかし、第1次産業の就業者数も過去2年で約半数まで減少しています。また、農・林業従事者の75.2%が60歳以上と高齢化が進んでいることも将来的な担い手不足を招く大きな課題です。

○まちの状況

■課題1 高齢化の進行による集落の限界

- ・1995（平成7）年から2015（平成27）年までの人口増減率は、村全体で約30%減となっています。本村は人口減少により、高齢者の割合の増加が顕著となっており、高齢化率は2015（平成27）年時点で40.5%と高い状況にあります。また、高齢化率が50%以上と住民の半数以上が高齢者の集落もみられ、集落の自治や生活道路の管理など、共同体としての機能が失われていくことが懸念されます。

■課題2 生活基盤整備の不足

- ・村外へ転出した人が考える村の問題点として、「交通の利便性が悪い」、「買い物をする場所がない」、「医療機関が不十分」など、生活基盤整備の不足があります。自然環境に恵まれた生活を続けながら、日常の買い物や移動手段が満たされる環境が求められています。

■課題3 観光客招致による村の活性化

- ・本村への観光客数は、2017（平成29）年では、約64万人となっており、その多くは5月と10月の「民陶むら祭」に集中しているため、それ以外の月に訪れる観光客の数は多くありません。年に数回開催されるイベントだけでなく、年間を通して村のライフスタイルや季節の素晴らしさなど、村の特性を活かした観光による地域の活性化が必要です。

2) 目指すべき将来の施策の方向性

■東峰村の人口減少を抑えること

- ・自然減対策
 - 自然減を縮小させるためにも、出生数を上げる必要がある。
- ・社会減、労働力・後継者不足対策
 - 進学・就職だけでなく、結婚や子育て期においても本村からの転出抑制を図ること、積極的な転入・Uターン対策が必要である。
 - 居住地の確保と住みよい環境づくりを行い定住しやすい基盤をつくる。
 - 若者の雇用の場を確保する。

■東峰村の人口減少に備えること

- ・集落の限界、高齢化対策
 - 高齢者の安全と健康を見守るまちづくりが必要である。
- ・生活基盤整備の不足対策
 - 買物や交通手段などの基盤整備の環境づくりが必要である。

3) 人口の将来展望の検討

■村独自推計の考え方

村独自推計の出生率及び移動率・移動数を以下の前提条件にて検討します。

【出生率】

福岡県での人口特殊出生率の仮定と同様に、本村においても2030（令和12）年に県民希望出生率である1.8、2040（令和22）年に人口置換水準である2.07を目指し、出生率を上昇させることを目標とする。

○出生率…2030（令和12）年までに1.8

2040（令和22）年までに2.07 2040（令和22）年以降は2.07で継続

【移動率・移動数】

移動率は社人研の値を採用する。加えて、新規整備住宅や空き家等への若い世代の移住者を想定し、2020（令和2）年から2045（令和27）年まで、社人研推計に対して、年に2世帯のファミリー層の転入増加を図ることを目標とする。

○移動率 … 社人研推計準拠

○移動数 … 社人研推計に対して2045（令和27）年まで2世帯/年の転入増加^{※10}

※10 1世帯：3.5人（男1人、女1人、子ども1.5人）

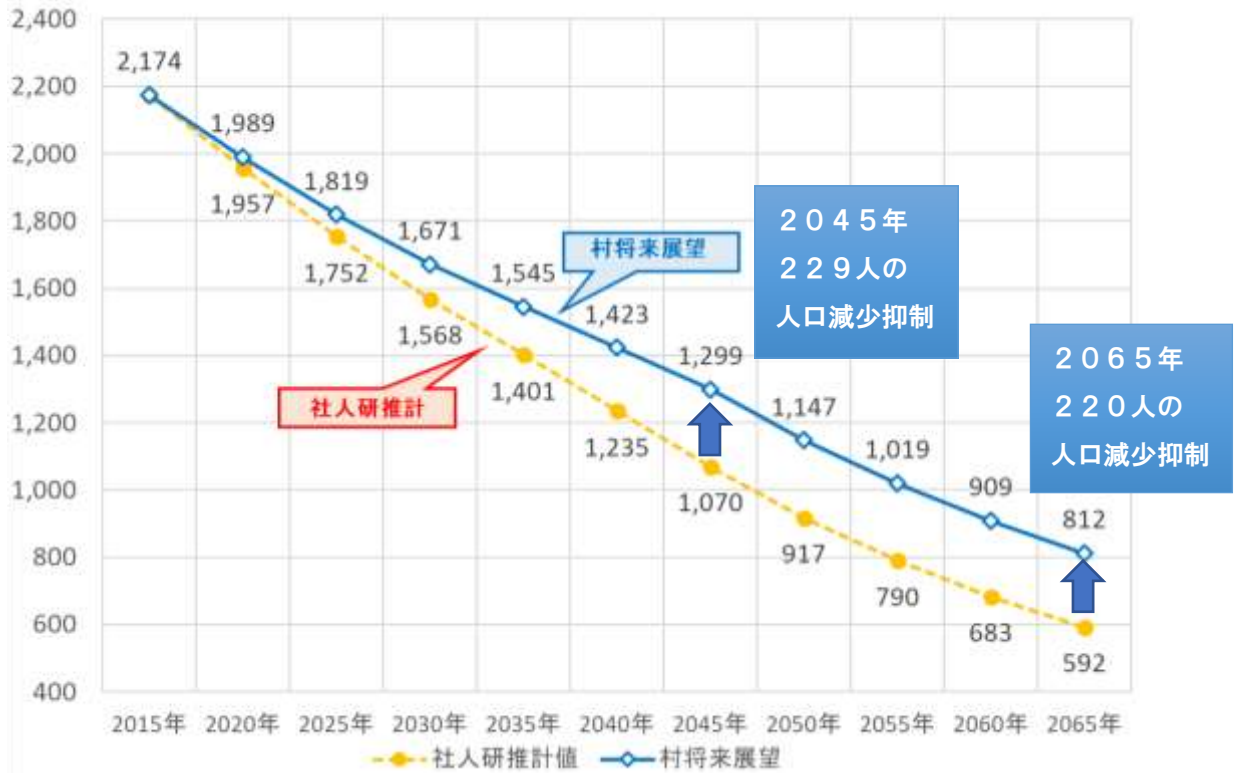


図 村の将来展望

表 人口の将来展望の推移

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	
社人研推計値	総人口	2,174	1,957	1,752	1,568	1,401	1,235	1,070	917	790	683	592
	年少人口	222	204	179	155	138	122	105	91	80	71	63
	生産年齢人口	1,071	867	707	603	525	450	399	334	290	245	218
	老年人口	881	886	867	810	739	663	566	492	419	366	311
	若年女性人口	141	121	93	79	69	59	57	49	42	37	32
村将来展望	総人口	2,174	1,989	1,819	1,671	1,545	1,423	1,299	1,147	1,019	909	812
	年少人口	222	208	188	173	172	170	162	143	128	111	98
	生産年齢人口	1,071	895	765	688	634	590	562	484	426	369	327
	老年人口	881	886	867	810	739	663	575	520	465	428	387
	若年女性人口	141	126	101	91	83	77	77	67	60	56	50

村将来展望（村の独自推計）では、2045（令和17）年の本村の人口は、1,299人となり、社人研推計の1,070人と比べて、229人の人口減少が抑制されることとなります。この場合、年少人口が162人（社人研推計との差57人増）、年少人口の割合が12.5%（同2.6%増）、生産年齢人口が562人（同163人増）、生産年齢人口の割合が43.2%（同5.9%増）、老年人口が575人（同9人増）、老年人口の割合が43.3%（同8.6%減）、若年女性人口が77人（同20人増）、若年女性人口の割合が5.9%（同0.6%増）と見込まれます。

■年少人口の推計と割合



■生産年齢人口の推計と割合



■ 老年人口の推計と割合



■ 若年女性人口の推計と割合



東峰村 まち・ひと・しごと総合戦略

令和2年3月 発行

発行：福岡県東峰村

〒838-1792

福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6425 番地

TEL.0946-72-2311 / Fax.0946-72-2038

編集：企画政策課



福岡県東峰村